見者御用捨可被下候　權八殿ハ兼而御心安存候へバ　御望ニ御座候はゝ御覽も苦間布候
一、最早秋之節ニも罷成候へとも　溽熱ハ一入手强扨々凌兼申候　如何興御催被成候哉　御詠草も御座候哉　懷敷奉存候
一、言論今以相濟不申候故　貴邊迄も進不レ申候
一、愚親よりも宜布申上候樣申付候　心事如レ雲先筆を置申候餘ハ後音　恐惶謹言

六月廿四日　　　三　浦　安　貞　晋　拜

脇五兵衞樣　梧右

＊書簡中の遍阿といふ僧は、高野山から來て双子山に長く居たが、頗る修養の出來た僧で先生も就いて書を學んだとある。先生より四五歲の年長であつた。先生は大石主稅の逝去したのであらうと一時疑つてゐた。それは赤穗義士の話が出ると紅涙濟然緇衣の袖を濡したからであるといつてゐる。此遍阿といふ人、威儀の正しい人であつたと見え、先生も五十年來、こんな端嚴の人を見た事がない、詩歌もたしなんでゐたが、其佛道を說く中々凡僧でなかつた。それで書道を問うた丈でない、修養上幾多得る所があつたと見ゆる。寶暦四年卅九で小浦の風月庵で入寂したとある。（愉婉錄）

其遍阿の歌を脇氏が書いて先生に見せたとあるが、脇氏が其詠草を上梓しようと先生に相談したものと見ゆる。それで見集めて送らう、あながち多少によらぬ、取捨よろしき樣との文面である。

宛名の脇五兵衞とは愚山先生のやうに見ゆるが、愚山先生にはそんな名はない。脇とあるから同族のかたであらう。先生の門人には違ひない。臘石を送つたり、童蒙筌を貸したりした處から見れば、弟子の愚山先生らしくもある。

人間三浦梅園

女 自閑義重ノ子孫右衞門ニ嫁ス
女 自休義繼ノ子金右衞門ニ嫁ス
與四郎義房 慶安三年生享保四年入道、泉石翁輟山ト號ス、擧族三浦氏ニ復ス、紋ノ三引ヲ梅鉢ニ改ム、妻秋吉氏元祿十三年歿、後妻柳氏享保六年歿ス、同十五年義房歿ス享年八十一、遺誡ノ爲ノ和歌七百首ヲ詠ズ。
女まん 高田村鍋孫兵衞ニ嫁ス、其子貞右衞門西富永ニ來ル
義一 貞享三年十一月廿七日生、幼名新六字快順野梅堂虎角ト號ス、寶永五年千燈村矢野ノサヲ迎フ、寶曆十年五月廿九日歿ス、享年七十五、夫人明和七年五月歿ス、享年八十、妙覺智還ト諡ス。

かや 小田原增右衞門ニ嫁ス
くめ 兩子村財前卯十右門ニ嫁ス
萬勝 享保四年夭歿ス
よの 享保六年夭歿ス
晉 享保八年八月二日生
りく 石川安節ニ配シ義弟トス 寶曆九年也

晉の子:
黃鶴 修齡號思堂
菊 永松壽介ニ嫁ス
類 安東貞五郎ニ嫁ス
玄龜 大年 文化十二年歿 享年四十四

黃鶴の子:
男 夭歿
タズ ニ安逹惟孝
安之 太一郎桑園 春江ト號ス
女
タズの子: 三次郎—令三

玄龜の子:
大淵—大明—榮二郎（松本氏）
榮二郎の子: 爲正
カズ 永松氏ニ嫁ス—彥五郎—留吉
留吉の子: 玄始
スギ—松本溪仙—榮二郎
女 田口氏ニ嫁ス
トシ—○—サチ
安廉 英治 石川氏ノ嗣グ

先生の家庭

日本新學の先驅と謳はれた、三浦梅園先生は、今を距る二百十數年前、享保八年（一三八三）八月二日、豐後國國東郡二子山の麓、富永村に生れた。今の西武藏村大字富清字富永で、西北指呼の間に靈峰二子山を望み、二子山に發した清流安岐川に臨み、山間の靜寂境である。西に丘陵を背負ひ、朝日直射（タダサ）す岡に、當年の舊宅兼學舍が現存して、今も遺愛の梅樹山茶花など、昔を囁いてゐる。

其先祖を訪ぬれば、相州三浦の人、正治二年（一八五九）兄弟三人相携へ、鶴岡供奉の官をすて、豐後國國東に來て三人共薙髮し、丸小野村にとゞまり、丸小野を氏とした。三人とも入道して法道、法行、法念といつた。其法行が梅園先生の先祖である。

其丸小野から、富永に來住した人は、後裔の丸小野將監ともあり、將監の孫、十郎義秀ともあるやうだ。（系譜參照）

名門であり、材幹を認められて、始て里正となつたのは、十郎義秀の子、彦兵衛といふ人であつた。

紋所を梅鉢に改め、擧族を三浦氏に復せしめたのは、與四郎義房である。實は三引の紋であつたが、天神樣の氏子といふので改紋した。(系譜參照)

梅園先生が科學的頭腦の其天分は、全く此祖父與四郎義房の遺傳であつた。義房性剛毅、不撓不屈、且つ機巧の技に長じてゐたが、特に算數に精しく、算書二卷を著はしてゐる。享保四年髮を削つて、泉石翁轍山と號し、醫業を繼いでゐたが、子孫の放恣を恐れ、和歌七百餘首を詠み、遺戒としたといふ。之を名づけて閻浮置土產(エンブノオキミヤゲ)と稱してゐる。(義房は慶安三年生れ、享保十五年八十一歳で歿したとある。)

先生の嚴父義一字快順、幼名新六、野梅堂虎角と號してゐた。文士であり、交際家で旅行家でもあり又淚の人であつた。上は士大夫から、僧巫、農工、俳優、技人、交らぬものはない、全く八面玲瓏であつた。京都には一度だが、長崎には三度も旅行し、九州は到る處に足跡を印したとある。碁を好み、俳諧を嗜み、俳書の著さへある。享和十七年の飢饉に、或は寶曆六年の凶作に、大に賑恤を行つた美談がある。斯うした父祖の薰化が梅園先生を玉成したのである。(義一、貞享三年生れ、寶曆十年歿す、行年七十五。)

義一、寶永五年二十三歳で千燈村矢野ふさ女を娶り、二男四女を擧げた。(系譜參照)

梅園先生六人兄弟、然し二人の姉カヤ、クメはそれぞれ良家に嫁してゐるが、兄萬勝及び姉よのといふ二人は夭歿したので、妹のりくといふに石川安節を配し、義弟とした。

先生は享保八年八月二日生れといへば、父義一は三十八歳、母は三十三歳であつた。先生名は晉、寸寸武と呼ぶ。寸寸武と假名で書いた手紙もある。寸寸武は父の命じた名、字の安貞は綾部先生の與へた名である。時に貞の字が、幕府公子の假名といふので、令もあつたが、之を諱み、同音の鼎を擇んだ。典禮に「若子已ニ孤ナレバ名ヲ更メズ」とあるので先生之を服膺してゐたが、止むなく安鼎と改めた。然し公子卒して後ちは、安貞に復し、安定とも書いてゐる。或友人が寸寸武も俗耳に親しくないと、難じたが、父の命ずる所、敢て奇異を好むでないといつて改めなかつた。

庭内に梅の樹が澤山あつたが、先生が七歳の時、疱瘡をわづらつてゐた、すると風もないのに梅の木がぱたりと折れた。それから熱もとれ、病氣も平癒したので、梅が先生の死に代つたといふので、號を梅園と定めた。梅園はまた先生の塾名でもあつた。先生の英發は二子山秀麗の氣の凝結であるが、日毎二子山に遊び、日夕二子山の佳氣に對し、崔嵬高遠の氣を養うたので、擧山、

孖山、二子山人とも號し、園下の清流安岐川を東溪といつてゐたので、東川居士とも洞仙ともいひ、又無事を希ひ、無事齋主人とも號してゐた。書簡には安貞、安定、たまには安鼎とあるが、梅園に晋を花押にして用ふるものが最も多い。

先生夫人を梓ふる三たび、始め西氏を娶り、又四日市より渡邊氏を納れたが、皆故あつて離別となり、後寺島氏を娶り二男三女を擧げた。其夫人寺島氏も、先生に先きだつ六年前、天明三年に歿したので、先生が藩公に召され面目を施したことなどは知らなかつた。

先生は六十歳頃、遺言書を書いてゐる。「愚老は一生涯玄の字に骨折つたから、院號をば玄珠院とつけて貰へ。母をば玉樹と名を附けて置くから、愚老歿後は早速玉樹ととなへよ。それから愚老の墓所は玉樹と一つにし、石塔も一本でよい。墓穴に二棺を並べ、愚老の棺を南に入れ、北の方を空け、上に石をおほひ、其後玉樹相果てなば石の蓋をあけ、空所に入れよ。墓も双親のより大にしてはならぬ。墓の表には別々に法名を並べて書け云々」と遺言したが、先生に先だつ六年、夫人の方が先きに世を去つた。先生は全く六七年やもめ暮しであつた。

長子黄鶴は、明和元年先生四十二歳の時に生れ、藩侯に仕へてゐたので、其子孫まで杵築に住み、富永村の先人の廬を守つたのは、次男玄龜であつた。長女は夭歿したが、次女菊は天明元年十七歳で、安岐の人永松壽助（字克孝）に嫁した。先生は爲めに餞詩訓を書いて訓へたといふ。

女類は、安東貞五郎に嫁した。

＊

先生の祀を承けたのは長男黄鶴であるが、前述の如く其子孫相續いて藩に仕へたので杵築にゐた。黄鶴、字は修齡又主鈴とも稱し、恩堂又恒齋と號し、幼より穎悟、長じて天文曆數、經史百家の書に通じ、家學を紹述し、又醫業を繼いでゐた。書簡の文字文章を始め、入木道は寧ろ先生のより上作と稱するものがある。

黄鶴、道を中井履軒に訪ひ、皆川淇園に質し、大に發明する所があつた。杵築侯に仕へて教授となり、又郡奉行となつてゐた。下情に通ずるを以て百姓が欣慕してゐた。廣瀨南陔との往復書狀で、郡奉行時代の功績も推測される。

黄鶴は文政二年五十六で歿したが、永松氏を娶り一男四女を擧げた。男は夭歿したので、賀來泰安などに養嗣子物色を依賴し、遂に安達惟孝を季女に配し、家を嗣がせ惟孝の子安之も亦藩に仕へた。長女は梅園先生の高弟矢野毅卿に嫁し、次女は辻玄陽にとつぎ、三女は杵築侯の側室であつたといふ。

さて、富永村にゐて家を繼ぎ、墳墓の地を守つたのは次男玄龜であつた。字は大年、亦儒を業としてゐた。先生晩年の子供であるし鍾愛されてゐた。遺言の中に「鶴兒は能く龜兒の世話をし

て難義のなき様にしてくれ。田宅山林等は村役人にも相談して無理のない様に分けてくれ。龜兒は次男の事だし、たとひ家督はうけぬとも、一己を立つる程にはげめ。嫡子は家督を守らねばならぬが、次男は何處で身を立ててもよい。斯ういつても嫡子より仕送りをせず、難義を致す様の事があつてはならぬ。他家へ養子にいつてもよい様なものだが、二人しかないから、養子になれといふのではない。愚老歿後は安節などと萬端相談せよ」とあつて、先生が最も氣にかけた次男坊であつたが、能く家を繼ぎ、其子の大淵、又篠崎小竹に學び、家聲を墜さなかつた。

先生の友情

帆足萬里先生には歌も俳句もある、梅園先生には一首の國歌もないと聞いてゐたが、書簡の中で一二首見出した。後藤運平といふ歌人と昵懇だし、後藤氏に短冊など頼んで書かせた手紙さへある。それに先生に和歌の贈答がない筈はないと思ふが、餘り遺されてゐない。其師の綾部絅齋先生など純儒者と思うてゐたが、豈圖らんや、大した歌人であつた。梅園先生など心境の整つた時は、咳唾悉く詩であり歌であつたはず、唯後世其歌が遺つてゐないといふのであらう。次の一首を取上げても然か思はれる。中田億右衞門に宛てた書簡中に、

先たちし妻の此頃折々夢に見えければよめる

ぬるまのみ昔なりけり烏羽玉の
　夕つく鳥よ心してなけ

夫人は天明三年九月、先生に先きだつて死歿した。すると先生には偕老同穴を契つてゐたのに

先きだたれ、極度に淋しさを感ずる様になり、追慕の念禁じ難く、毎夜夢に入る。此歌の意は、寢てゐる間は昔のまゝに、夫婦同棲である。其たのしい夜が長かれと思ふ、夜があけずあればよい、夕つけ鳥よ、心して鳴き朝をつげてくれるな、といつてゐる。先生年既に六旬、其戀々の情が、三十一文字の上にうつし出されてゐる。外に、夢"亡妻"の七律の詩がある。

孤魂長不忘人間　昨夜分明入夢還　孔雀東南相背處
嫦娥霄漢若爲攀　暫時愛護平生態　十分淸羸永訣顏
枕上烟霞天縹緲　白雲蒼海阻三山

夫人は寺島五左衞門の女、名はつなと呼んでゐたらしい。
遺言狀で見ると、玉樹と名をつけて置いた。然し玉樹の名を呼ぶいとまもなかつたわけだ。

學者には貧乏はつきものだが、學者には人情味の乏しい人がたまにある。殊に科學者といはれる人は、家庭には冷淡で夫婦愛など乏しい例を見せられる。先生は固よりさうした科學者でもないし、頗る愛情に富んでゐた。其事歷は隨處に發露してゐる。殊に之を書簡で見る事が出來る。

これは天明六年五月、先生が藩公に召されて、非常な寵遇を受けてゐるときに、醫業修業の爲め、長男主齡と、女婿永松壽助とが上坂する。それに宛てた手紙には溢るる愛情を以て、追々暑さに向ふ、瓜、西瓜を過食するな、人のうちに御馳走になつても腹をそこねぬ程度に御馳走になれ、二人とも下戸だが、旅では酒一滴も飲まぬと交際が出來ぬ、少し飲み習ふもよからうなど、それはそれはあらゆる親心を以てさとしてゐる。

それから友人某が、新築を計畫したものと見ゆる。其友人は役人でもあつたらしい。今日は新邸など構へる時節でない、暫く我慢せよと、口を極めて諫止する手紙がある。其友情の濃かさが文字の上に溢れてゐる。

「古の仁德天皇の御あらかは雨が漏り、露そぼてりと申されてゐる。猶伊勢大神宮へのお供へは唯三杵、然もかやぶきと承つてゐる。東照權現も江戸城の修復だけは構はぬが新造新築は斷然とめてゐる。それに近來八坂にも兩子にも新規土木が盛に出來つつある。

當時、御宅にも新築の思召があるさうだが、家は雨がもり、風が入つては用に立たぬ、定めて止み難き事情とお察し申すが、御支配では當春は、御聞きの通り、飢寒に苦しむものも多いさうだ。之は支那の話だが、文王が民を使役するには民を假るやうにする。縣令は固より民を假る如くすべきである。同じ假つても假る人の手際は別段である。民を使役するに時を以てすとは聖人の教へ、當時の藩主には斯うした事は疾くお心にかけられてゐると承る。是の底の事は御思慮になつてゐるとは思ふが、とかく役人と申す者は人情を辨へぬものである。拙者は切磋琢磨を以て、君と無二の交を結んでゐるので、君をして終始の美名を全うさしたいばかりだ。古人の言に、百

術を有するも一淸に如かずと申してゐる、とかく人民を役目に使役するに、蒸愛を以て一人でも少なくし費(つひ)えをはぶくが肝心である。出來た事はいふも無用だが、萬一人民が苦痛を訴へては、酸鼻の至り、又人民に少々怨言はあつても、役人の耳には入らぬものである。老父様も御堂上にお勤めになつてゐるので、指出口は無用であるが、唯獻芹の誠をつくすものである云々。」

此手紙には宛名がないので分らぬが、邸宅の新築を思立ち、民を使役せんとしてゐたらしい。それを極諫した手紙であるが、之を一片の書簡となすことは出來ぬ。此間に先生の處世的態度をも窺知することが出來る。

蓋しこの書簡の相手は或は門人であつて、縣官でも勤め、其父は杵築藩の要職にゐたらしくも思はれる。とすれば之が先生の門人に對しての誠意の流露である。切磋琢磨を以て交をば容れてゐるが、其有終の美名を負はしたい、どうか淸廉であつて吳れと、涙を以て說きさとした所に先生の溫情が汲みとれる。

先生は洵に溫情家であつた。それは父義一の遺風餘烈もあるが、梅園叢書の隨處に之を視る事が出來る。

梅園先生の肖像

梅園先生の肖像は三様あるやうだ。

其一は田邊文窓の寫したのに、由良箕山が長文の讚をした坐像である。

其二は中津の片山東籬（九畹）の作に、帆足萬里先生の「峨眉之山云々」と贊した、腰を掛けた像で、之が世間に多く模寫されてゐる。

其三は杵築の十市石谷が描いた、書見してゐる坐像に、萬里先生が前のと同一文字を贊した坐像である。

時に其九畹のかいたそれに、更に先生に多年接近してゐた、賀來泰安が見覺えた所を書き加へた肖像がある。泰安の子の佐之といふが、弟の季和（號飛霞）に與へた手紙（次掲）に、

「此洞仙先師の肖像は、主家にあるのを土岐泰玄に寫させたのだが、實は三浦家藏の九畹の書いたのに、先考（太庵）が覺えてゐる所を加へた圖である。九畹の寫した頃はまだ先生が若かつ

た。先考は晩年從學したので、先生の齡も傾いてゐた。何卒增田氏に賴み、三浦家所藏のと、どちらが似てゐるか、同家の老媼（老媼とは先生へ仕へてゐた家婢か）へ正して貰つてくれ。

猶此圖は玄易の寫したので、三浦家の九畹作は御面色が黎黑（黎黑とはどすぐろさといふにや）薄とてお氣に入らなかつた。猶玄順にも書かせたが、玄順のは始めから先考の氣にくはぬので人に與へた。」

斯くいふ門人佐之の心では、先考太庵は晩年七八年も從學し起居を共にしてゐたので、其先考が氣に入るまで玄易をして書き直させたのであるから、三浦家藏の九畹がまだ先生の若い時のお顏を寫したのより、年とつてのお顏を再度も修正を加へたその方が、本當に酷似してゐる筈、と心得てゐたことは、文字の上に躍如としてゐる。

編者は、其修正した坐像を更に、御堂春暉翁の模したのを有してゐる。それを口繪に出した。今世上には多種多様に流布してゐるが、何處で見ても筆者は區々だが、矢張り御面相は似寄つてゐて、大した極端なのはない様だ。どれも先生の重厚な態度を傾望するに足る。又一面斯く多種多様にあるだけ後人に尊敬されてゐるわけであらう。

＊

門人賀來佐之の肖像に關する狀（賀來元吉氏藏）

先日之御投書者辱致披見候　愈御安全珍重奉存候　立石行御苦勞奉存候　良佐も御發足後愈快方ニ候

一、洞仙先師肖像御主家ニ御座候ヲ　土岐泰玄へ賴ミ寫生申候　右ハ三浦家之御肖像ニ依り　先人御覺被遊候トコロヲ加へ候圖ニ御座候　九畹翁寫候節者　未御齡も御弱く　先人（先人は太庵なり）御覺え被成候節者　御齡も傾可申候間何卒〇〇〇換增田氏へ御賴ミ　三浦氏所藏之肖像と此圖者何レ乎　肖候哉　同家の老媼へ御正し被下候様奉願候

此圖ハ玄易ニ被仰付候圖ニ御座候　其節三浦家の圖者御面色ノ黎黑薄候と被仰　御氣ニ入不申候間御改被成候　玄順ニ被仰付候圖者　初より一向思召ニ不相叶　人ニ御與へ被成候

一、荊冬葵　椅莪萱五種押葉（押葉は標本用なり）ニ而御遣し可被下候　最椅葵之寫生宜敷奉願候

一、山鳥呈申候間　彩色御加可被下候　何卒眼釆も御入可被下候

本月四日　　　　佐　一　郎

李　和　（太庵二男、飛霞、名睦之、又李和と稱してゐた）

桃李滿門

脇蘭室

梅園先生には淡窓先生の樣な門人名薄がない。又萬里先生の樣な帆門十哲といつた傑出した門生もない。然し遠く近江京師、大阪四國、丹波丹後あたりからも、此僻陬な學園に先生の德を慕うて、多くの天才が集つてゐる。其數ある門人の中でも、脇蘭室を高弟第一となすであらう。

蘭室は梅園先生の長男黄鶴（修齡）とは同年に生れてゐる。して見ると二人とも先生が四十二の年に生れたので、年齡からは父子の差があつた筈である。

蘭室、名は長之、字は子善、儀一郎と稱し、蘭室も愚山も號である。二十一歲熊本に遊んで藪孤山の門に入り學んだとある。二十二歲の時三浦先生を富永村に訪うてゐる、時に先生は六十三の頽齡であつた。別に入門したわけでないが、數日滯在して歸つたらしい、先生には初めて對

の詩がある。

白鶴峯陰海岸口　老蚌多年無㆓人剖㆒
今朝試向㆓水底㆒探　中有㆓明珠大如㆒㆑斗

と。今朝試みに水底を探つた處が、明珠の斗の如き大きい人物を得たと悦ばれてゐる。翌年二十三歲の冬に再度富永を訪うたが、遂に入門はしてゐないやうだ。然して愚山は翌二十四の歲上阪して中井竹山に就學してゐる。

然し屢〻書を以て先生に教へを請うてゐた。それが書簡の上でよく分る。愚山は二十五の歲大阪から詩を贈り又書信もしてゐる。そして愚山二十六の歲には梅園先生は歿せられたのである。すると梅園を祭る文を草してゐる。又黄鶴より亡父の碑文を中井竹山、履軒の兩先生の孰れにか賴みたいが、取り計らうて吳れまいかと依賴してゐる。

愚山は手紙を以て、別府灣を菡萏というてゐるが其出典を聞きたい、とか、色々聞き糺してゐる。愚山も戲號を菡海子とか、菡海漁人といつてはゐるが、其出所を知りたいと質したものらしい。すると

「據り所は存ぜぬが、安岐を自ㇾ古紅葉浦と申し、高田川を桂川と申す類であらう。據り所は不明だが、誰も知つてゐる事であるし、詩文に使用してもよからう。府內を隆國府といふも此類

であらう。久しく心懸けてゐるが分らぬ。聞き出したら教へて呉れ」

とある。

時に愚山が始めて先生を尋ねたのが、天明五年で先生は六十三の老年、其翌六十四の五月、杵築に治療の爲め出た所を、藩公が大夫の禮を以て召見して面目を施したのであるが、其事を大阪にゐて愚山は聞いたと見え、お悅びを申して來たらしい。すると先生には、

「生儀、寡君の眷顧は赧顏に堪へぬ。御紙面痛入る。寡君は豪傑であつて、才德兼備のお方である」

といつてゐる。又、

「拙者の詩轍が出來た。誠に無用の長物であるが、頃日君祚君に托してお屆けした。最も時節柄でもあり、障子の繕ひ位にはならう」

と、卑下してゐる。無用の書物だが障子の繕ひとは、ひどい謙遜ではないか。

愚山の方には誰が何時なくなつたのか、「先達は御不幸であつたとの事、御加餐を祈る。安節からも宜敷」というてゐるが、何でも世嗣がなくなつたらしい。又

「文を拜見してゐる。兼て御出格、猶又詩情非凡、文章は立意が甚だ高い。平生の蘊蓄が想像されて、高風を慕しく思ふ。何か氣の附いた所は批正せよとのことだが、愚評申す所はない。

豐後で學問を以て興るもの、之を足下に於て望む。もし殘喘を保つことが出來たら、貴下の大成を見ることが出來よう」

といつてゐるが間もなく、翌二年に先生は世を辭し去つたのである。

それから、神葬佛葬いづれがよきかと質した手紙の返事があるが、一通の手紙の中にでも師弟の情誼が窺はれる。又長男主齢ぬしの手紙に、

「劣生儀は御存知の通り、當春豚兒を失つたが、世嗣の儀も氣にかかつてゐる。格別に差急ぐわけでもないが、相應の者があるなら養うておきたい。御門生の中か御近邊に思召のものはあるまいか、門地とか齋資の事は毛頭構はぬ。聞けば毛利泰元の方など男子が多いとの事、どんな生稟であるか、其外何分御心附きがあるなら御世話を賴みたい。猶來春は御子息哲吉どの熊本に御遊學との由、弊藩の一書生も熊本に遊學の志を有してゐる。遠方の事だが御同伴は願はれまいか、出發の期日がきまれば此方にも用意させる」

といつてゐる。脇愚山先生にも子供がない。甥の永策といふを養子にして、其女を娶はした筈、蓋し哲吉といふ一子が歿した後の養子であらうか。して見ると黃鶴先生同樣一人の男子を喪つた事になる。黃鶴先生との往復は又頻繁であつて、頗る交遊濃かなものがあつた。

多くの門人の其中で、苟も此深淵を極めた條理學の幾分なりとも分つた者としては、矢野雖愚と、矢野蕉園とであつたらう。矢野雖愚名は直、杵築の人であるが、雖愚の字は先生の命ずる所、寶暦七年先生三十五歳の時、「雖愚加冠して此字を命した」とある。かの三語の序ともいふべき圖翼引といふ一文をも書いてゐるし、又雖愚への書簡で雖愚も可なり條理の事が分り、先生のよき話相手であつた事がよめる。曰く、

「簡天儀が出來たが、按排が餘りよくない。然し追々よいのを拵へる積りである、多賀墨卿への答書も見て呉れたらうが、條理の義は、徵が主である。拙者の申上げた事も、天地に合はねば僻說である。誰がどれ程難駁しても苦しくない。條理の說は、千古以來、老生以前に發明した人は一人もないから、階梯(階梯とは當年の入門書)もない。其階梯のないのが何より苦しい。拙者は少年の頃から、齒は之が爲に豁しくなつた、髮の毛は之が爲め禿げてしまつた。それ程苦心慘憺しても、條理の七八分をも分つてゐない、一生涯之に身をはめても十分には成就すまい。醫事鄙夷の通りであり、此程度なら進むが、誰彼に說くべきものでない。何か條理の事を書けとあるが、當時取込みて詳かにすることが出來ぬ、贅語中の一篇は未脫稿ではない。御一咲を願ふが但し他見は御無用である」

との事、之を見て、雖愚は條理學を少々話せる門人である事は受取れるわけだ。

次の書信で見ると、

「お別れしてから掌珠(愛兒)を失つたといふ。御愴神の段お察しする。折角御加餐を祈る。又お別れしてから條理を探索してゐる。條理の事に興味を覺えるとの事。さうなれば假令遠く山川を隔てても一知音を得たわけである。これに越した喜びはない。

それにつけ杵築の佐野玄還氏、此内から山に在つて盛んに天地を談じてゐる。それに渾象の簡儀を指圖して作らせてゐる。佐野、工藤(子龍)の二生が頻りに細工を遣つてゐる。出來たら工藤生(矢野の從舅)から沙汰があらう。天地を談ずる筌蹄(方便)となれかしと思うてゐる。決して上方の學者共に見せるものではない」

と友情を溫めてゐる。

門人中矢野雖愚、佐野玄還など單に讀み書き丈でない、宇宙眞理の研究に先生の啓發を受けてゐたと思はれる。其時の渾天儀未完成のまま二、三今に佐野家に藏してある。(尤もその中の一つは三枝博音氏の考證で、時代はずつと後のものとわかつた。)其玄偲子など、先生の存生中に率先して先生畢生の作三語を上梓しようと、醵金の世話をするし、自ら進んで負擔してゐる。

矢野蕉園

同じく杵築の人、名は弘、其字毅卿は先生の命ずる所であつた。十四歳で梅園に入門、記憶力强く、一見すれば三年も忘れぬ。先生も其才を愛し、條理哲學を始め、色々學藝の指導をなしてゐる。

先生が剛健侯に謁したとき、自分は年老いて勤仕にたへぬが、今から適當の人材を養成してお進めしませうと約し、小姓である矢野弘の十四になるを携へて山に歸へり、輔育すること三年、業大に進んだので、前約を履み之を藩侯に進めたのだが、遂に藩學の教授までになつた。其著に「條理餘談」といふ一冊がある。先生の道を傳へ、之を闡明しようと努めたことが分る。毅卿に又「讀玄語」「梅園贅語上梓引」の二章がある。玄語が讀めたであらう。贅語の序や引を書くだけ、此方面の研究も出來てゐた事と思はれる。毅卿が詩文集「蕉園集」を見て、江戸の大窪詩佛が、非常に激賞したといふから、詩文も可なり偉かつたであらう。彼が梅園塾を去る時の先生の詩がある。愛弟子に別れる師の溫情の胸に迫るものがある。

西風明發解行舟　悵望何邊寫別愁
渺渺蒼蒼秋不斷　日求飛雁倚江樓

先生の詩集では、門生退塾に際する惜別の詩が一番耀いてゐる。卒業の日恩師から贈られた溫情溢るる、惜別の詩を心に銘じて家路に就く、其師弟の間を結ぶ愛の情、之が梅園塾の尊い流れであつたともいへよう。

毛利太玄

先生の門人で忘れてならぬのは、佐野玄還と毛利泰元、それに井上大成、淸水守業等である。此外にしては賀來千里、市原玄意、綾部輔之等であらう。

毛利太玄は鶴崎の人で、名は含、字は可貞、太玄とも泰元とも稱してゐる。彼の帆門の一奇才毛利空桑の父であるが、極く溫雅で詩や書に巧な人であつた。鶴崎からあの双子山の麓まで盛に往復したものだが、途中の辨當は茶亭に入らず、日出の若宮様の石の上で開いたものである。一年塾舍の隣接の家から火が起つた。書生は皆自己の衣類を抱いて林中に避ける。太玄一人、先生の屋上に上り、防火に力めたので無事なるを得た。先生大に諸生を戒め、以後太玄を門生視することは出來ぬ、客遇したいと、揚言したが、太玄拜辭して受けなかつたとある。萬事を推すべしだ。其太玄に杵築藩の聘に應じてはどうかと奉公を勸めた手紙がある。

「これは家老中根子から賴まれたのだが、貴下に官途の志はないか聞いてくれとの事である。

殿様は貧乏といつても、明哲慈悲な君侯である。もし官途の望があれば、中に立つて其勞を執りたい。諸否御返事下さらねば老生頗る困る」

といつてゐる。肥後産の呉茅種（ごはう）を贈る一文も頗る簡古であるが、其退塾に當つての一詩が師弟の情味を能く表現してゐる。

滿嚢の詩興、半は玄を談ず
盃酒離還を惜しみて暫く含む
道ふことをやめよ梅花消息遠しと
春風夢を吹いて江南に渡る

太玄には男子が多かつた。修齡が脇蘭室に宛てた手紙に「當春豚兒を失つた、卅嗣をたくした。急ぐ事でもないが御門生の中に適當のものはあるまいか。毛利太玄方には男子が多いと聞いてゐる。どんな生禀か一人お世話して貰へまいか」とある。但しそれまでの話であつた。

井上大成

日出の藩士で、米良東嶠の伯父、名は養、字大成、梅園に學んだのは何時からか判然せぬが、卒業したのは天明八年であつた。送二井上大成一序といふ一文で分る。

「瓜も青い間は苦いから價を問ふものはない。少し色づくと急いで賣らうとする。之を摘んでおくとやがて色も美しく芳香を生じてくる。買ふものは之を知らずして喜んで買うて食ふ。之を熟落するまで置くと、更に美味である。之を華副（くわふく）して親に勸め、絺綌（ちげき）（葛布の精なるを絺、粗なるを綌とす。禮記に、袗絺綌入公門とある）して君に獻ず。水レ之電レ之、以饗二上客一、清味溢レ口、さきの腐色したものと比べられぬ。井上君は暘城の人、書を双山に讀む多年、今年邦君が封に就くので、辭して藩に歸る。晋は隴畝に長じたので徒らに灌培の事しか知らぬ。之を學問の事に移して子を送る」といつてゐる。大成獨り學に熟して去つたものと思はれる。又其敎訓を服膺して學問に勵み、親に孝養を盡し、質素な生活に甘んじた人なので、世子の輔導職となり、累進して家老に次ぐ高職にまでなり、文政十二年六十四で歿した。

清水守業

大阪の人、梅園に學ぶ數年、先生には愉婉錄を著はして孝子節婦の行狀を敍し、子女敎養の資とした。清水守業、之を讀んで大に感ずる所があつたと見え、一日先生の前に出て、潸然涙を流して語る、人は斯く孝養を盡す、私は親を天の一方に置き膝下の孝養を闕いてゐる云々。先生之を慰撫していふ、遠く異郷の地に學ぶものは忠信であり、篤敬であり、學生の本分を守り、日々

愼んで修業に力むれば、故鄕の父母を喜ばせ、父母の心を安ずる所以である。人の道は安ずることにある。孝は親を安ずること、忠は君を安ずること、仁は人を安ずること、義は己を安ずることで、これ以外人の道はない。男子は常に膝下にあり、溫凊にのみ心を盡し難き事情は誰にもある。之を苦しむに及ばぬと訓へたので、愈〻學業に出精し、業を卒へて歸へり、仁術を以て名をなしたとある。

先生は看板をかけて門弟を集めたのでない。淡窓、萬里二先生は始めから敎育者として立たれたのである。桃李言はず下自ら蹊をなすといつたやうに、其學德を慕うて四方からあの山の中に集つたので、塾則を定めたのも先生四十四歲の時であつた。それで天下の俊才が可なり雲集したのである。

君子の好誼

君子には固より朋黨はない。帆足萬里先生にしても、杵築の古原三平といふが、一年に唯一度泊りがけに來て、話しふけつて歸つたといふ、それ以外に學びの友といつたものもなかつた。淡窓先生にしても、山陽が遙々訪うて來たが、肝膽相照らすといつた風でない。梅園先生は猶更ら友人を訪ねるなど餘りなかつた。唯思索に耽り古人を友としてゐた。一向交遊を需めてはゐない。三人が三人揃うて旅行もしてゐない。梅園先生に東遊草といふのがあるが、餘り知己を訪ねてゐたらしくない。我が豐後三偉人皆社交家でなかつた。そんなことは何より書簡を通して知ることが出來る。時に先生は十六歲で綾部先生に一年計從學し、十七歲で敬所先生に此所でも約一年師事したとある。すると全く二箇年の學窓生活である。杵築では同窓の名も聞かぬが、其師絅齋の次男剛立とは後年同學無二の友であつた。中津では倉成龍渚、賀來子登といふ同門の友があつて書狀の往復が盛にされてゐたやうだ。書狀丈でない先生も何度か中津に通うてゐる。それも師の

許に伺候したので、其途中必ず四日市渡邊玄碩の處に寄つて語つたものである。此玄碩（次郎兵衞）當年の連歌師、それで天文星暦の事を先生に糺してゐる。交遊の媒介は矢張り學問であつた。國東の後藤運平も中々の歌人であつたが、先生は一向歌學で親んではゐない。然し運平からは漢詩の事で贈答してゐるやうだ。今さうした學友三四との交渉につき記す事にしよう。

賀來子登

賀來子登は元來酒屋の主人で、町內年寄役位だが、可なり藏書家と見え、書冊貸借の書簡が澤山ある。先生の手紙は「油幢小品、日本考、之も貸してくれ。大疑義人蝦夷釆覽も拜借したい。豐國紀行は有難い。今暫く恩借したい。注進目錄は受取つた。八居題詠急に一見したい。然し石川覆醬集は御目にかける。錸[illegible]詩集は貴下所藏と倉成子に聞いた、もし所藏してゐれば貸して貰ひたい。詩法要略は年內に御返した積り、歡樂筆談は緩々御覽下さい。橘窓茶話、五事略はどうぞ寫して其上で借して下さい」といつた手紙ばかり、それから「豐前豐後の分轄はいつ頃か詮議が出來ぬ。彥山がいつ頃豐前に屬したか、釋大潮の英彥山史にも見當らぬ、追つて回答しよう」と、質疑に回答してゐる。そんな所から交遊の程も推測される。眞に文字の友であつた。

賀來子登碑銘　　梅園晋撰

君諱元龍　字子登　姓大神　族賀來　華名吉左衞門　豐前中津人也　其先世事二大友氏一　嘗由下與二淸田氏一爭中門地上　弗レ克　走二保州下毛郡賀來城一　及二黑田氏鎭一レ之　竟納レ鎭　而瓜瓞（瓜瓞云々、子孫繁昌をいふ歟）滋蔓　爲二邑豪族一　祖惟春始徙二中津一　父惟政娶二濱田氏一而生二君及正長與一二女一　君早慧　總角　就二學於藩文學敬所藤先生一　先生試擧二君子喩レ義之章一問レ之　君爲辨二折和義之分一　先生奇曰　可二敎學一　煦嫗（禮記に、煦嫗覆育萬物）有レ年　年十有四　以家事　客遊四方　拮据之暇手不レ廢レ卷　及レ還レ家　益孳孳　喜二徂徠之說一論下孟軻氏之論　與二孔子一不上レ合　有叙舜辨　歡下筑人山本氏爲二豐中津豐葦原中津國一之說上　主二張其說一　有二引證辨論一　最用二意於二二豐之事蹟一　應永新田氏亂　慶長黑田氏之戰　及二津藩之訟革廢興井市猥瑣之事故一皆娓娓而記　諸家悵中之祕　購求謄寫以藏レ家焉　平生愛レ客好レ飮　意氣激昂　有二孔北海之風一　每二酒酣一　扼腕曰　丈夫在レ世　可三以託二名於不朽一　何與二草木一俱生　與二草木一俱朽爲焉　所レ交廣　所レ著多　是以名高二于一方一　繼レ父而爲二市長一　又爲二銀鈔局副一　其性伉髒難三與レ俗合一　君不二以爲一レ意　免職閉戶謝レ客以レ著レ書爲レ務　至二三十餘部一　雖二落魄居一肆竟以レ所レ志終屬纊在二天明甲辰夏四月一　去二生年享保丙辰一六十九歲　娶二族惟壽之女一　生二三男二女一　伯統虎仲高鳳季應麟　二女應麟皆先沒　統虎學レ醫　高鳳奉祀　室早逝　君獨與二二子一處　淸

潔如二僧舍一　孖山三浦晋締交最久臨レ終託以二墓銘一　誼不レ可レ辭攬レ涙　繋二斯辭一

とある。生前に囑せられた碑銘であるし、締交最も久しともあり、子登六十九歳で歿した時、梅園は六十二であつた。涕を攬へて認めたとある。梅園遺文に親炙するの資として之を掲ぐる事にした。

倉成龍渚

倉成龍渚は宇佐郡上田の人で、十歳で父を喪ひ、十五歳志を立て中津に出て、三輪東菴といふ醫者の内に召使はれてゐたが、其靑雲の志を憐れみ之を藤田敬所に紹介して、三輪家から通學を許される事になつた。

時に敬所先生には子供がない。常に門人の中で俊才を得て學統を嗣がせたいと心懸けてゐたので、先づ三浦梅園先生の才を愛し、父儀一氏に懇望して見たが、一人息子といふので、斷わられた。そこで、倉成龍渚當時の善司を見込んで、「汝文學を以て世に立たうと思へば、吾鞠うて學問させよう」と、養子になれとまでいはれた。表向は養嗣子ではないが、京都の伊藤東所の許に遊學させ、遂に其の學統は之に傳へたのである。梅園先生よりはずつと弱輩であるが、先生の詩集で見ると、龍渚に宛てた詩が最も多い。殊に、復倉成善卿一の一文は、安永七年五十六歳の時、龍渚はまだずつと弱輩であつたが、辭を卑くし禮讓を盡してゐる、曰く「晋は二子山の一老圃で、唯灌培の事を解するに過ぎぬ。偶三餘に讀書するが、年も老いたし懶けものだ。然し涸轍の思ひはしてゐる。貴藩には日本史を購うた。之を拜借し大に益する所があつた。貴藩は多士濟々、天下の圖書珍奇が輻輳してゐる。其中でも根來翁など奇書を多く藏してゐる。私が貴藩を訪ねた時、根來翁折角旅舍を訪うて吳れたが、私の去つたあとであつたと、賀來子登子から聞いた。それから根來翁京師に赴くに途次舟を熊浦に著け、私の詩を或寺で見て、次韻をして下さつた。之を寺僧に聞いた。私が其情緒の纒綿を感ずること久しい。猶子登子から聞く、翁が藏書は皆私の爲めには痼癖對症の良薬である、いつか良緣を得て其拜觀に出かけたい」とある。

中津城下に學を談ずる友多く、藏書家のある事を欣羨に堪へぬといつてゐる。龍渚の書狀に、「大日本史又々御用立申す　御子息修齡子も春になつたら　來遊あるべくと待つてゐる」とあるから、修齡子も龍渚に從學でもしてゐたかも知れぬ。

倉成龍渚書簡

大日本史又々御用立

秋季之華翰薰誦仕候　養伯（養伯とは杵築藩士上田養伯のことで爲めに安永二年價原を著はして與ふとある）罷歸　益御安泰之狀　忝奉賀候　鄙生無恙消二烏兎一候　御懸念被下間敷候　古詩源子登方より相達落手仕候　養伯も追々　樣子宜相見え　御善壽之所と辱大慶仕候　落花生少々晋呈仕候　日本史又々御

用立申候　無御遠慮　可被仰下候

鄙生惡詩二三篇御笑覽可被下候　養伯に托候　俗惡之所御指摘被下候は大幸ニ存候　貴家皆皆樣へ可然被仰上可被下候　養伯へ御傳言之趣縷々承知仕　御丁寧之至奉存候　些樂翁へも序に宜可被申候　修齡子へは春時ニ及候はゝ　御來遊も有之候得かしと奉待候　此節は別書不啓候　尙委曲は附辛生申候　恐惶敬白

十一月十六日　　倉成・巠　拜上

孖山浦先生玉案下　　草卒亂文失敬

後藤運平

國東町小原の人、綾部先生の門人といへば、梅園先生とは弟子兄弟である。享保五年生れであれば、先生より三つの年長、そして寬政九年七十八歲で歿したとあるので、先生歿後八年も生きてゐた事になる。先きに生れ、後れて死んだので、先生の生涯をば知り悉してゐるわけ、時に運平は全く歌人であつた。京師に遊學し、姉小路某に敷島の道を學び、京師の縉紳にも深く交はり、斯の道にかけては造詣も深かつた。寬政元年三月十四日、先生には双子山下で幽歸された。すると其訃を聞き、大に哀悼の意を表はしてゐたが、其悼歌三首を、其歌稿に認めてある。

君の爲はた世の爲と賴めしに夢となりぬる人そ悲しき

風さそふ花はしばしの別れにて散り行く人は咲く時もなし

散り易き命思へは花はなぞあたなるものと名にたちぬらん

時に先生は歌作されたことがないとなつてゐる。萬里先生にも遺吟がある、竹田先生にも可なり和歌がある、梅園先生には何を以て歌嫌ひであつたか、あの多能な多感なお方にして、咳唾盡く詩であり歌である筈、又眞劍でなくとも、ほんの筆すさびにも三十一文字が出る筈のものと思ふ。此歌人後藤運平などと親交もあつてゐるし、和歌を詠んでゐる筈と思はれる。其運平に與へた手紙の中に一首ある。

のがれても世は治まれと思ふかな

静かならねばかくれ家もなし

とある、然し自作とはない、こんな歌を「存し出て」とある、時に、一兩年の凶饑で先生の村など、酸鼻を極めたので、世にはかくれてゐるが、世が治まらねばかくれ家もないといふ處は先生の詠みさうな歌ではあるが、果して他人の作を案出したのか、或は自作を他人の作のやうにいうたのではないかとも思はれる。

確に自詠の一首がある。中田億右衞門氏に宛てた手紙の中に、

「先きたちし妻の此頃折々夢に見えければよめる」と前提して

ぬるまのみ昔なりけり烏羽玉の
　　夕つく鳥よ心してなけ

とあり、同一の意味の漢詩もある。これこそ自作にまぎれはない。

時に先生には、此運平に色紙の揮毫を頼んでゐる。然し人に依頼されて、それを又運平に頼んだのかも知れぬ。「兼てお頼みした手本色紙をお認め下さつて、御老躰御苦勞に存じます。先き許も大悦十襲重寶にすることと思ふ」とあるから或は人頼みであつたらう。運平も亦書き損した反古まで返し、色紙を足して書いて遣つたとある。

此運平は歌人であるが、漢詩の嗜みもあつたと見え、先生が「詩韻一巻を御目に懸ける、之は拂本だがお買ひなさつてはどうですか。先年三重韻など欲しいといつてゐたからお目にかける、無用ならお返し下さい。其外王勃詩集二巻、檀弓（禮記の一部）批點一巻等賣物がある。少しは高いが御希望ならお世話しよう」といふ手紙があるので、運平も學問好きであつたことが推測される。又先生が此運平に性理大全を拜借してゐるが、大部で涉獵するに隙取るから、暫く逗留を願ふという（ママ）てゐる。運平も性理大全などの當年の珍書を藏してゐた。先生は之を借り讀みしてゐる。交遊の程が察せられる。餘り遠くもなし、折々往復してゐた事もある、其養子の爲次郎は鶴崎生れであるが、先生の門に學んでゐた。其爲次郎が先生の長子黃鶴とは最も懇意で、親書を交換してゐる。

麻田剛立

梅園は享保八年生、麻田剛立は同十九年生、して見ると梅園十二の年長である。然し天文學にかけては、剛立一日の長があつたので、何だか兄事してゐた感がある。與㆓綾正庵㆒（綾正庵とは綾部剛立のことで號を正庵と稱してゐた）書が果して寶暦四年とすれば、剛立二十一、梅園三十二である筈、文中に「晉之癡也亦踰㆓四十㆒」とあるから寶暦十二年頃と思ふ。猶十二年より後ちでない事は、剛立大阪に出奔せぬ前で、まだ綾部といつてゐた時でなければならぬ。天明五年の書には麻田と改めた氏を著してゐる。今其文を閱するに頗る推奬し其學德をたたへてゐる。

「晉ノ癡亦四十ヲ踰ユ、晉田間ニアルヲ以テ田間ノ事ヲ知ル、……、足下ノ數ニ於テ、沈默淵思之ヲ天授ニ穫、受クル所ナク、自ラ見ル所アリ、嘗テ記ス十年前、足下官ニ渾儀ヲ置キ、準以テ平ヲ定メ、磁以テ方ヲ正スト聞ク、此時足下猶弱冠、語テ能ク人ヲ驚カス、晉ノ無術ヲ以テ足下ノ精詣ヲ觀ル、雲泥啻ナラズ、晉ノ齡ノ長ズルヲ以テ之ヲ棄テズ、晉ノ癡ヤ足下ノ寛容ヲ知ラズ、傲然席ヲ進メ天地ヲ譚ズ、足下ノ精晉未ダ之ヲ知ラズ

茲ニ九月朔丁卯、曆官ハ蝕ヲ告ゲズ足下去年斷然トシテ曰ク、明年九月日蝕ニ當ルト、衆大半之ヲ排シ、小半之ヲ疑フ、親ム者惕然トシテ之ヲ危ム、一年荏苒白駒早過ギ、期日已ニ至ル、晋亦從遊諸弟ト晨起シテ、之ヲ薄雲經過ノ中ニ望ム、辰ニ始リ巳ニ終ル、蝕七分强、測ル所ニ違ハズ、是ニ於テカ足下ガ推步ノ精、婦女兒童ト雖モ之ヲ知ル、足下ノ術、郭氏ノ獨步ヲ假ラズ、卓然別ニ一家ヲナシ、ソノ術其奧ニ至ル、近聞微恙ト霜露交モ至ル、希クハ道ノ爲メ自重セヨ」（寶曆甲戌）

脇愚山への手紙に、

「愚息黃鶴こと、初夏によい便船があつたので、天文上少々不審の事があり、麻田剛立子へ質問の爲上阪さしたが、先月廿一日恙なく歸省した。天文地理に於ては麻田氏は皇和（皇國大和?）の壹人と申ても事たらぬやう覺え申す」とある。皇國第一人者と疾く推奬してゐる。

又黃鶴克孝の二子に與へた手紙がある、猶此二子への手紙は、麻田氏へ質問の爲め態〻上坂さしたといふ、其時の書信であるが、

「今度天地訓（贅語一項）を書いた。麻田先生へ正して貰ひ宜しからぬ處は能くお聞しておけ。追々天地訓の內日月篇も淸書が出來る。出來次第送るから、先生の意見を承つてくれ。兼て申上げた通り、日影は陰散陽聚之天地、天地は氣散物聚、云々」と數百語を以て、質疑の要を或は圖を以て說示し、深淵なる條理を擧げて、最後に「日天圈に小黃軸がある。其軸に節があつてよいか、斯うした事をよく聞きただしてくれ」とある。以上は天明六年の書簡である。

四日市の渡邊次郎兵衞（玄碩）とは、天文學上の疑義につき往復十數回に及んでゐる。其中に「千一大阪に御出でになれば、麻田剛立と申す仁をお尋ね下さい。此方では綾部璋庵と申してゐる。是は天學推步にかけては頗る委しい。拙者は御質問に一々回答は出來ぬ。もしお望みなれば引合せも致しませう」……「北極星は四軸の中にある、北極軸の處には星はない、予は先年之を綾部璋庵にきいた」など、天文曆數の事は一に之を剛立に糺してゐたことは、以上の書信の文句で分る。

然し剛立は決して傲岸不遜の態度はない、年長に對し敬慕の意を表してゐる。固より天文曆數以外の條理の學と來ては、剛立の大に師承する所があつた。互に質し糺されつつ、切瑳琢磨したものである、又其間に交情頗る濃やかなものとなつてゐる。今剛立よりの書狀二三通を揭げ、參考に供しよう。

（其一）　久々にて高話可承（日名子太郎氏藏）

貴札致拜見　如仰於御慶申納候　被成御揃愈安泰　被成御超歲候間　日出度奉存候　拙者儀も

無恙致加年候　扨々珍敷所の越年ニ而御座候

一、舊冬霜月二日頃ニ而哉候半　先達而御見せ被下候蕃歷返上　幷御尋被下候天文大成の義など申進候　右の書狀相違候哉承度奉存候

一、舊冬より本多肥後樣御願ニ而　御家來の內兩人被見候　刀ハ御座候へ共　數之方未熟不中之將明兼候　殊の外の御世話ニ而御座候へ共　思召の通ニ參かね可申存候　其外天學こころかけ候處無之候

一、拙者も當秋は御在所へ被差下候樣　被仰付候　罷下候はゝ　久々ニ而御高話可うけ承候半とたのしみ罷在候

右貴答　草々如此御座候　尙期永日の時候

　　二月五日　　　　　　　　　　　　　　　恐惶謹言

　三浦安貞樣御報　　　　　　　　綾部璋庵

尙々尊堂樣安節殿何れも樣御序　何分よろしく御仰可被下候　已上

＊尊堂とは父虎角の事で寶曆十年に七十五で歿してゐるから此書は固より十年前であり、剛立もまた脫走以前である。安節とは義弟石川安節の事である。

（其二）　贅語副本春日に御見せ奉待

其書共に彼生に直樣御渡申候　則壽助殿御見分にて　御調被成候　代六拾貳匁とやら三匁とやらと申儀にて　御爲登被成候　金銀は餘程餘り候趣御座候　藥箱は小子も道具屋に參り見分仕候處少々小ぶりには候へ共　御勝手宜しく候半と奉存候　今壹つ大ぶりは外箱等　餘程仰山にて不宜候　委細之義は壽助殿へ御きき可被下候

一、壽助殿御賈用に付　御登坂　無二存懸一久振りにて　得貴意其御元の御樣子委敷承之大慶仕候是も昨夕當表御出立御乘船にて御座候　無程御歸國と奉存候　何角御承知可レ被レ下候

一、玄語天地の部御舊本未御手の屆き不申事も御覺被成候ニ付　又々御換稿被レ成候由　御苦勞奉レ存候　追々御成就奉レ希候　贅語身生の部　御副本御せり立被成何卒春中には爲二御見一可被下候旨　海山奉レ待候　何樣貳百丁も御座候ては　御寫本も大躰の御義にては無之御延引之程御尤至極奉存候　被仰下候如く　御互に老境にて候へば氣力も餘り衰へざるうちに一日も早く拜見仕度願ひ候事御座候　主令樣へも此段被仰上何卒御苦勞奉存候へ共　早く御寫取り被レ成候樣偏に奉レ希候

一、四十万年の說　古大近小之事　小生實驗より存付候事共書付置候樣　每々被仰下奉二承知一候此門壽助殿も御出立迄に相語候て　先生へ御見あけに可被成と被レ仰候・略御受合も申かかり候

へ共　中々布算とても容易の義にても無之出來かね申候　何卒月一盃にもしらべ申　出來仕候はば　早速可レ懸二御目一候　呉々も壽助殿に申入候通り　何分條理の事に至ては　悉く先生へゆつり一言も不二申述一候所存に御座候　唯少々古今實驗に本き候て　教之可レ被レ推處　纔百餘万年の事を除候故　其推測の年數等あらまし書付可レ入二高覽一候　左樣思召可被下候

一、舊年家庭指南御講し被成候由　姉方よりも申越し　至て大慶本望ニ奉存候旨申來候　於小子も無此上大悦至極に奉存候　於此義は段々厚く御世話被下候處　成就仕　佐太郎始　何れも本望の義ニ奉存候

一、瞽語天地訓出版に付　小拙へ一本御惠投被下　千萬忝奉存候　朝夕拜見仕萬々辱奉レ存候　此節當所疫邪大に流行　死人も餘程有之候程の事故　手透無之　貴答も大略何も高免可被下候　尙期二後音一候　頓首

三月六日　　　麻田剛立

三浦安定樣貴復

（其三）　時計、日月蝕の時はなくてかなはず候

（半切レ）　表木の儀は隨分枯れ或は古る屋の道具など宜敷候　松の木よろしき樣に覺へ申候　長さ一丈五尺　木の本口　指渡八寸餘有之木宜敷候　地に埋め候分三尺程　地上に出候分　一丈二尺程に相成候　横梁を鐵のきたひにて仕候　尤此横梁の打付樣にては　雨中と晴天のつゞきたるにて、木の大小出來候　節くるひ申候　横梁打付樣は東吾殿へ委細申述候　時計の儀は尺時計の晝夜に三尺程下り候時斗よろしく候　是は日月蝕の節はなく候へば不叶物に御座候　渾天儀所持の者も此尺時計無之候は或は少々曇り候樣成儀有之候へば　渾儀にて不辨儀間々有之候儀御座候　尺時計も代金壹兩二歩にて一通りの時計參申候夫を好を以て爲レ直候遣ひ申候　好みを申せば眞の糸の糸を巻き候處に至て　微少にてもムラ有之候へば　晝夜の下りに不同出來仕候樣成る儀數數有之候　左樣成る儀は京都の細工人にても　一度には出來不仕候　一まづ取下しとくと吟味仕候て　さし爲レ出爲レ直候て遣ひ申候儀に御座候　尺板などは春慶塗りにして　墨流し候て目盛候物　中々そろひ不レ申候　是又平日は其尺板を相用候へ共　蝕などの節は　別にコンパッにて目盛候物を捨置き　是にてかけためし候儀に御座候（中略）最前も申述候通り　何ほど高直にても　外見を見事に仕迄にて密不密の處は　かりそめの處に有之候儀故　近來拙者は心付き外見に不致　鐵のきたひ第一　密不密の處第一に吟味仕候儀に御座候云々

斯うした書簡は常に往復した事であらう、梅園先生よりは剛立先生を介し、京都へ註文して器械を製作したことなどが思はれる。兩先生の事がこの一文で想像がつく。

中井積善

大阪の儒者、中井竹山、享保十五年生れといへば、先生は同八年生、七つの年長であつたわけ。竹山は其弟履軒、竹山子蕉園と懐德書院といふ漢學塾を開き、大阪文學の中樞と稱せられてゐた。

先生の第一の交友麻田剛立は上阪當初此の中井竹山の庇護を受けてゐたので、剛立が先生を紹介したか、先生が剛立を竹山に紹介したか分らぬが、親交を納れてゐた事は事實である。此の中井氏のよこした手紙は安永の頃先生四十餘りの頃と察せられる。竹山が高教を拜讀したといへば、これ迄にも書狀の往復があり、絳帷益淸勝といへば、其點からも先生が四十五六であつたことが察せられる。「客年、菲薄な品を差上げたら御丁寧な謝辭を受け、却つて慚懼した。先頃綾宰が上都して度々淸晤に接し御噂申してゐる」とある。綾宰は綾部絅齋先生の長男富坂の事で、當時郡奉行であつたから宰といつてゐるのである。「綾宰が歸るから驪駒（送別の詩）を差出さうとしてゐる　富坂氏が歸つたら、此方の事を聞いてくれ。暑中の事で何も懶（モノウ）く御返事も延引した。當地に御用があつたら、遠慮なく何なり申つけてくれ。此方で出來る事なら幹旋しよう。秋暑尚ほ烈である、自愛あれ」とある。誠に懇篤を極めてゐる。此一通で、大阪の果てに一知己のあつたことを知るわけであるが、先生も、竹山兄弟に碑文を賴めと遺言した程に信用してゐたと見ゆる。

黃鶴先生が脇儀一郎を介し、「亡父終焉の際に碑銘は中井兩先生に依賴せよといふてゐた。此方にも識荊は得てゐるが、賢兄は尤も親炙してゐるから、取次いでくれ」といふてゐる。然し碑文は京都の福井小車といふ人が書いたとある。それに書かした事は、黃鶴の知己ででもあつたかもしれない。小車の銘はさまで出色でない。中井兄弟ならといふてゐる人もある。

綾宰上都し度々接ニ淸晤一　（日名子太郎氏藏）

四月十九日の高教辱く拜讀仕候　先以絳帷益御淸勝珍重奉存候　客年菲薄の品差上候處　御丁寧御謝辭不堪慚懼候　先頃綾宰（綾宰は綾部富坂なり）君御上都　度々得接淸晤　每度御噂承申候　無程歌驪駒（驪歌といひ驪駒といふ送別の歌なり白馬從驪駒の語あり）可申候　此地の事ぉ序御聞可被下候　暑中諸事懶廢　尊答甚及延引候　此段被敎海容候　於當地御用之義御座候節者　無御隔意可被仰下候　隨身相應の義ニ御座候はゝ幹旋可仕候　秋暑尚烈　萬自重　恐惶謹言

八月十一日　　中井德二（花押）

三浦安貞樣

先生の哲學は一元主義の哲學であるが、其一元論を一通の書簡の上にも平易に解いて見せてゐる。何でも、矢野雖愚に與へた手紙であつた、「大醫は國を治す」といふ語につき、雖愚子が質問したと思はれる、其回答の書簡である。

「醫國の義は、御難問尤も千萬である。是は拙著の身生餘談を見て下されば分るが、惣じて天地間の事は本一である。又斷然二元といふ說もあり、そこが條理である。譬へて申せば、孝の字を擧げて說けば、無忠も不孝、無信も不孝、無仁も無義も、無智も皆不孝である。不養生も不孝だし、不治產業も勿論不孝である。又忠を擧げて申せば、君は一國の父母である。我父母と仰ぐ所に事へる卽ち忠であるが、忠なれば一家の孝である。無忠心では孝道は立たぬ。無忠心では仁義も禮智も皆空虛な文となり申す。忠なくては、妻子奴隸にも道は行れぬ。何を擧げても皆一つの位をもつ。又醫より眼を開けば、天下の事非醫事はない。一段之を下げて商賈に見せるなら、天下の事悉く商賈の事でないものはない。佛寺に見せたなら、風水日柄一神佛ならざるはないわけだ。

そこで心に病む人は惡事をなす。氣に病む者は病氣をする。之を天地より見れば同一病人である。天は心を病む人を大家に屬して治せしむ。支體を病む病人をば之を醫人に屬する。醫者が人間を見る時は、病健の間にあらざるなく、庖丁が物を觀る時は皆牛である云々」

これこそ平民哲學の一元論であらう。斯う說いてあればどんな素人でも呑込める。時に先生の「反觀合一」などと來ては中々分らぬ。其解說が既に分らぬ。玄語に「分れて反す、合して一となる、是を以て反觀合一である」とある。反對對立の觀を呈してゐるが、其間に統一原理を見出すといふ意味だらうである。斯うした文字は書簡の端でも能く見受ける。

又天文推步に關する事は、相手により尤も懇切に書簡の間に縷說されてゐる。彼の帆足萬里先生も算數や、窮理の學を押賣りしてゐる。先生も相手が、もしか此條理學に少しでも理解があれば、これが啓發には力を惜まぬ。渡邊次郎兵衛への書簡にも「之は老懶ながらあとより申上る。綏々御來遊下さい」といつて誘致してゐる。

さて先生を知らんとするものは、先生の哲學思想の一斑をば知り置く必要がある。前述の一元氣論であるが、更に宇宙に一元氣があつて陽となり陰となり、無限に變化し萬物之に依つて生々

發展するものだと說き、其中に一種の條理がある。其條理學が卽ち先生獨特である。伊藤仁齋も一元論者であるが、別に條理など說いてゐない。支那の朱子學では理氣二元論を說く。陰陽は現象で、現象の起るのに法則がある、それが理であるからと理と氣の二元を說いてゐる。

先生は此條理を分り易く、「宇宙は一反の錦織物である。錦も經（タテイト）と緯（ヨコイト）とで織るが、巧婦の意匠で、龍躍り鳳舞ふ所の燦爛たる文彩を成す、之を分けて見れば經と緯との妙合に依る。天地の文彩も之に外ならぬ」と、巧みな比喩で說いてゐる。先生は又陰陽の事を一一と稱してゐる。玄語に「一一陰陽、之を條理といふ」とある。造語の上でも全く獨特の言葉が多い。一寸、一讀再讀しても分りかねる。

先人未發を自認す

綾部富坂といへば、絅齋先生の長男で、梅園先生より四歲の先輩である。其先輩富坂に對し、懷抱してゐる大識見を述べてゐる。

「當代の豪傑とか學者とかは、衣上塵埃眞一洗といふ功はないではない、あるが、どちらかといふと、邊幅を修めぬ、身のまはりを構はぬ末流がざらにある。當時の先生と稱せられる者、道學修行の人であつて、放蕩で無軌道を以て風流と心得てゐる。故に今の青袍（青衿卽ち學生の事）は其志行は却つて常人に及ばぬ。唯白眼を以て人に接し愛敬も何もない。此晋は辭藻には甚だ拙惡であるから、偶〻吟哦しても、興あれば詠み、興味を覺えねば作らぬ。自ら其拙ない事を知るから、四方の諸君子と抗衡し對抗することを望まぬ。余は絅齋先生に親炙すること久しくもないが、道は唯彝倫にあるといはれた事だけは深く服膺してゐる。

然し條理を取つて、天地を大觀するに於ては、余より前に古人を見ぬ。そこで竊々平として章

句や訓詁をさむる事は、余に於て何より苦手である。是を以て晋自ら量る、晋が所見は必ず四方の諸君子と合ひ申さぬ。今日世上の人が晋を見る、晋の眞面目をば見て呉れぬ。そこで晋も竊に望を四方の諸君子に絶たざるを得ぬ。萬一同調の人があるなら、車夫脚夫の人でも構はぬ、晋に於て憚らぬ。

こんな事は甚だ無用の言であるが、いつか書中に藤子（缺ク）の事などがあつたので、聊か平素の心事を書いた。此意を彼の地へ通して呉れると困る。鄙意は又藤子を向ふに置いていふのではない。唯四方の君子に望を絶つてゐると申すので、辭藻に拙く、訓詁にうとく、經史に通じてゐない事は自分で疾くから知つてゐるが、營利に走らず、どこまでも自己の分限に安んじ、唯々自得の境地に安んじてゐる。然し條理を取つて天地を大觀するに於ては、肩を古人の誰に比しても、卑さを覺えない。今日は聊か思ふ事があつて、斯うした心事を吐露する。狂となさばなせ、癡といはばいへ、それは見る所に從ふのみである。即日　富坂先生几下」としてある。なんだか、昂然たる語氣あるやにも取れるが、斯の裏に、先生の日常謹直で容儀の正しい生活である事が窺へる。辭藻も決して拙でない、訓詁に通じ、經史を明らめてゐる事は、遺編の隨所に現はれてゐる。當年中央の學府に先生以上の詞藻家の誰があらうか、一遍の遜辭としか見えぬ。先生の天地大觀、玄[illegible]徹については、全く[illegible]

さを示してゐると思ふ。

之より先、先生が三十五六歳の時である。玄語の一部が出來たのであるが、之を高軍八といふが見て、方圓生克といふ二篇を書いてよこした。先生も其駁論を見て其皮想の見を大に咲つたのであるが、其高軍八に報ずる一書に、

「貽す所の方圓生克の二辨を伏讀數回、其言蕩々である。其何處の誰かは知らぬが、必ず高人であり高潔で仕へてもゐない方である事を知つた。晋は孖山に生れ、孖山に長じ、孖山に老いんとしてゐる。まだ四方高明の士に接しない。日每牧客樵叟を延いて語つてゐるので、自らをも量らず、井蛙の見を以て、玄語數萬言を著し、年を經る五回、草を換へる十四回、それでまだ脱せぬ。癡も甚しい。繼いで贅語を著しつつある。謹んで貽す所の二篇を讀んで見ると、晋の玄草誤つて高人の手に落ち、其謬る所を示摘し、誨へ下さつてある。高人は誠に厚い人であり、まだ面識はないが心深く荷眷に存してゐる。晋又何をか言はん。

然し洪々たる天地、哲あり、愚あり、見る所亦向ふ所、背く所、一齊でない事は天地の情である。其極を論ずるに至つては天を擧げて之を證する。而し天は言はぬ、退いて人に決する。人に於て紛々、孰か之を決する。儒者も浮屠氏を伏することは出來ぬ。浮屠氏も儒者を屈する事は出來ぬ。千古に互り、萬里を經て、今に對立並存してゐる。朱陸の爭も引いて今に至つてゐる。天

に決するが天が言はぬから仕方がない。嗜苦人は、苦の味を知つてゐる、嗜甘人は深く甘の味を知つてゐる。まさか嗜苦の趣を、嗜甘の人に施すことは出來まい。晋自ら贅語に序していふ、我説天地に非なれば人が貶くる、我説是なれば人が與する、敢て自ら是ともなさぬ、敢て人に質さうともせぬ。昔は朱子が象山と大極を論じて合はぬ。最後に朱子が我は日に斯を以て邁(スス)み、月に斯を以て征(ユ)く、各〻聞く所を尊び、知る所を行ふ、復た必同を望まぬといつてゐる。晋不肖、方圓生克の説を聞く、之を愛することも遽に信ずる事も出來ぬ。高人は我玄語を讀んで之を愛せられぬから、此二篇を書いた。晋は言ふべき所は言ひ悉した。亦各〻同志といふがある。假令筆頭は禿であらうと相爭ふは損こそあれ益はない。足下如何となす。秋冷日に肅、伏して自愛を祈る云々」（寶曆七年）

先生の守る所は斯くも堅固である。

さて此高軍八は何者か、まさか勢州の高葛坡(カツパ)ではあるまい。高葛坡は敢語を見て激賞して來てゐる許りでない、奇品を色々送つて來てゐる。先生も歡喜じて返書を出してゐる（安永五年四月）。返事丈でない、三語の由來を述べ、新井白石の蝦夷志を貸してくれと希望を述べてゐる。そして千古の知己といつてゐる。何でも先生と同年で下總葛飾の藩儒で、名は俊、字伯起、嘉右衞門と稱してゐた。

それから此高軍八の駁説に關係した事では勿論あるまいが、例の門人矢野雖愚への書信に、

「墨卿子へ答へた書は御覽下さつて、思過」半とのことで、拙老も甚だ本望である。條理の義は唯々實徵を主とするので、天地に合ひ申さねば僻説である。又先樣には固陋の見を以て論ずるのなら、如何程の難駁も苦しからぬ。條理と來ては千古、野子以前、發明した人は一人もない。故に階梯といつた辭書みた樣なものもない。拙老少年より齒は之が爲め豁(ムナ)しく髮は之が爲め禿となつた。それでやつと條理七八分が手に入つた位、一生涯沒頭しても充分には成就すまい。何ぞ申進（辯駁の義？）するやうにと仰せられるが、當時は取込んで詳にすることは出來ぬ。贅語の一篇は未脫稿のままだが、寫さして差出すから御覽の後は、丙丁童子へ廻はしてくれ。他見は無用であるが、多賀子は同調の義だし、御勝手に見せて下さい。秋氣になつた、折角御加餐下さい」

とある。先生は人の反駁など氣に留めぬ。自己を信ずることは洵に堅固である、此信念が有つてこそ、先人未發の哲理を發見し得たのである。

藩公に召された時の光景

階級制度の深刻に行はれた當年、一村夫子が藩侯拝謁と來ては、光榮の極といはねばなるまい。天明六年といへば、先生六十三歳、名聲は普く、其名を知らぬものはなかつた。藩主には常に先生の盛徳を景望して召し出し、治道の要を糺かうとしてゐたのであるが、六十三といふ老軀其勞を憫み、出山の機を待つてゐたらしい。先生も此由を聞き、虚譽を以て實禮を受くるは、素志に背くと、城下に出るを屑（いさぎよし）としなかつた。

時に天明六年五月、杵築城下の楠屋爲右衞門の家に重態の病人があり、先生の來診を懇請された。之を辭するわけに行かぬ。楠屋は頗る先生に親善ある家であつたので、已むなく之に應じ、城下に出たのである。先生は全く醫者として往診に出たのであるが、藩侯には之を聞きつけ、此機逸してならぬと家老などに命じ、其宿望を達すべく斡旋の勞を執らしたのである。

時の杵築藩公は能見松平家、第十三代松平駿河守源親賢公といつてゐた人で、剛健院殿日親崇光大居士と諡した方で、第十一代寛量侯の御二男であるが、天明五年四月、令兄第十二代恭裹侯の准養子となり、五月家督を襲ぎ、杵築三萬二千石の領主、江戸詰帝鑑間伺候を命ぜられた。冷飯（ひやめし）である剛健公だが令名頗る盛で、民望を負うてゐたので、次男坊が居直つて、殿様となつたのである。家督を襲ぐと先生の賢を聞き、之に諮詢しようと、恰も一年いつかいつかと期待されてゐた。

御召見は五月十一日、十二日（十三日は休み）、十四日の三回に亙り、隨分御念が入つたのである。

十一日の始めての御目見には、侯には上下（かみしも）の禮服であつた。先生は十徳姿で、初見の儀がすむと、殿様が先づ肩衣を取り先生も十徳を脱して夏羽織となつた。それが殿様の御居間なので膝を交へてといふが、六尺計疊一枚を隔てて對談した。然し陪席のお伽衆もあつたらうと思ふ。二人ぎりではなかつたらしい。其邊の事は明瞭ではない。

その午後になると殿様の方が退屈であらうといふ親切から、御自分で先きにたち、庭園の散歩を共にし、庭上でも四方山の咄を持ちかけたのである。庭園散歩から又一室で、お茶お菓子を頂戴することになつた。お次の部屋で頂戴しませうと遠慮したが、御聽入がないので、又同室で茶菓を頂くことは、三日とも同様であつたとある。愈〻其第一日が暮れて夕飯を頂く、一汁三菜そ

れに御吸物、お酒を充分に頂き、晩餐後は夜も四ッ半迄も、お咄の相手をし、夜が更けて御前を退出して、自分の旅宿に退き烟草一ぷくで寛いだとある。其日有難くも目錄を頂戴したが、二百疋這入つてゐた。

殿様も敬意を拂つて、御家老に對する位の丁寧な言葉で、ソウシャレ、カウシャレとか、手前がドウセウ、カウセウといつて、一向傲慢な態度も見せなかつた。第一日は八ッ半の進見、夜四ッ半の退出、隨分長時間の對談、侯が先生を待つ如何に熱心であつたかが想像出來る。退出には御紋入りの提灯をつけさせ、中間をつけて旅宿まで送り屆けるといふ、懇切さである。

第二日卽ち十二日、第三日卽ち十四日は、八ッ半の進見、暮六ッの退出、其對談の內容は一言半句も明にしてないが、花鳥風月の閑問題ではなかつたらう。後日の所謂丙午封事で、政務治術の要道であつたことが分つた。三日に亙る會見で、藩侯にも諮らんとする處、質さんとする事も盡し、多年の矚望を滿たしたであらう。先生も滿腔の經綸を披瀝し、腹の減るを覺えた事であらう。古の明君が股肱の賢相を招き、膝を接して國事を談議するの概がある。先生にしては、禮遇優渥、眞に破格の待遇といへよう。

愈〻十五日歸山となると駕籠を仰付かつたが、先生が駕籠嫌と聞き及んで更に馬を仕立てて送ることにし、厩中間に命じ、御乘馬を以て四里の道を送り屆けて下されたのである。城下を辭するに當り、先生から御禮廻りでもする所だが、御家老格の待遇であつたので、御役人方が次ぎ次ぎに挨拶に來たが、先生も御家老の中根齋殿の邸には、いとま乞ひに出たらしい。第三日の十四日の會見がすむと、梅酒といふから燒酒に梅の實を浸したのであらう。それをしたたか頂戴して醉つぱらつたらしい。然し行儀を崩す樣なお粗末はなかつたに違ひない。

藩公には聞いた以上、想像以上の先生の人格、先生の學德に參つて仕舞はれた。先生も大に面目を施したのであるが、藩公には其後家老以下を招いて先生を引見した感想を語つて、「江戸には幾らも偉い先生がゐる。安貞を招見して見ると、江戸には安貞以上の人は一人も居ない。是れから客卿として、師の席に置く事にせよ」と仰せられたとある。此の名君賢者の會見光景を透して先生の「丙午封事」を通覽すべきであらう。

先生は藩公へ召された其日の光景を女婿安東貞五郎に詳報し、此事をお類に話して聞かせてくれといふ、先生の御滿足の程も推察される。

遺言書

覺

一、愚老　生涯玄の一字に骨折り候へば　院號之義は歿後弟子に賴み候て　玄珠院と致しもらひ可ㇾ申候事

一、愚老　書き捨候ものも多く候內　古人之書寫し候物は其通り　ぬき書き類之物は　世に散らし不ㇾ可ㇾ申候　願くば燒き捨て可ㇾ然候　東遊草童蒙筌など皆　甚だおろか物に候　他出無用に候

一、愚老　墓所玉樹と一に致し　石塔一本に可ㇾ封候　尤穴を掘り　棺二つ入候樣に致し　愚老の棺を南の方に入れ　北の方を空に致し置き　上に石をおひ埋め　其後玉樹相果て候はゞ　石をあけ北の空所に入れ可ㇾ申候　尤墓所は智環院大姉（母）の北の方に東向き　愚老骸骨を南によせ双親の塔より大に致すべからず　尤塔の穗と樋をば別々にかき（圖略）如ㇾ此可ㇾ致候

一、墓は二方墓にてよく御座候

一、つな玉樹と名附け置き候へば　愚老歿後には早速玉樹ととなへ可ㇾ申候

一、位牌も夫婦一本に可ㇾ致候　愚老位牌とゝのへ候節玉樹名もほり可ㇾ申候

一、歿後には　時に宜きも可ㇾ有ㇾ之候へ共　愚老殊の外　世間とり散らし候へば　早速よき家風を立て　引きしめ　ひつそりと致不ㇾ申候ては立ち得申間敷候　農作も愚老如く無調法ニ候へば手廣く候ては　却つて邪魔ニ候　手せまなる方致よかるべく覺え候

一、兄弟無ㇾ恙成長致し候て　家督等もわけ可ㇾ申候　跡々愚老の佛事等も本家より致し可ㇾ申候　玉樹も大抵は本家に養はれ候が可ㇾ然候へ共　之は其時の模樣　固く申難く候　玉樹物ずきに隨ひ可ㇾ申候　玉樹も敢果　鶴兒よく龜兒の世話をも致し候て　龜兒難義なき樣に致し可ㇾ遣候　家財等は家內相計らひ　田宅山杜等ハ村役人等にも相談致し無理なき樣に可ㇾ致候

一、龜兒に申候　次男之義に候へば　氣象よく　たとひ家督うけ不申とも一己を立て候程にはげみ　嫡子は家督相守り候者　次男は何かたにて身を立候てもよきものに候　乍ㇾ去此言申而　嫡子より仕送不ㇾ申難義を致す樣有之間敷候　次男いか樣に身を立候てもよく候へ共　他家へ養子などへ入り候事は大勢になき事に候へば　たとへ立身富貴にても男子の氣象とは申難く候　去ながら其時のよろしきを無理に致せと申にてはなく候

一、歿後何事も安節を愚老と思ひ仕へ萬端相談可ㇾ致事　勿論官兵衞殿にも跡々の義　かねて頼置候へば　子供の義打かけ御頼み御見捨無ㇾ之様に可ㇾ致候　學文などの事　義忠へ相談いたし相頼み可ㇾ申候　萬端の事　近親には兩子正介　寺嶋氏なども有之候　打より可ㇾ然取り計らひ可申門人衆にも同然の事に候

一、子供へ申置候は　兄弟隨分仲よく　母親に仕へ　其外親類村方　門人中に疎遠無ㇾ之　立身富貴の望み不ㇾ致　代々富永村百姓の子に生れたりといふ事忘るべからず　渡世の道を忘れ候へば、百姓は祿なき者に候へは　直に鉢を開き候間　家業油斷有まじく候　渡世の道は勝手次第乍ㇾ去　大がゝりは宜しからず候

一、博奕大酒諠譁淫亂いづれも不孝の事に候

一、拙者恩を受け候家は、綾部、小串、田染、河野の家、高田松屋は姑の裔、田染、横岑兩子、財前は姉の後也、千燈の矢野は母人の鄕里なり。

一、親類　隣家村方　門人其外念頃に仕候面々にも　御世話に生涯あづかり候故　可ㇾ然御申給はるべきもの也　以上

此遺言狀は夫人生存中であるから、先生六十歳前後で、長男黄鶴恰も二十歳であつた筈、時に夫人寺嶋氏は天明三年、先生六十一歳の秋、歸幽された。玉樹の名を稱する隙もなかつた。先生も人間で末の子龜兒を痛く愛し、其行末を案じ、色々敎訓されてゐる。又一面大に勵ましてゐる。兄弟仲よく、母に事へ、世間に疎遠ならぬ様、餘り富貴を望まず、富永村百姓の子といふを造次も忘れるな。百姓には祿はない、油斷すると、直に鉢を開く身となる。博奕大酒は不孝になると、親心の限りを顯はして、兒孫の繁榮を祈つてゐる。

東遊草童蒙筌などは燒きすてよ、他出無用、といつていられるが、童蒙筌は知らず、東遊草を見直すに、浮華な文字など一文字もない、用意周到な而も旅行者の心得となる紀行文である。双親の塔より大きくすな、此一句で十分追孝の心が顯はれてゐる。位牌は夫婦一本でよいとは、畢に簡約を主とする意味でない。家風立直しをやり、農業など縮約せよといふ所には、祖業を重んぜよとの遺訓がある。安節を親がはりに、萬端の事近親と相謀り、親類村方乃至は門人に疎略にならぬやうと、斯くもとどいた遺訓は他に見られぬ懇篤さを顯はしてゐる。此遺言書の公開は如何とも思はれたが、先生の人間としての餘德を偲ぶ好資料として掲げることにした。

先生の國體論

皇和第二（贅語一、天地帙上）

渾地北壤東南海中之一洲、卽是和、和之爲地、帝畿見極三十五度、太起於蝦夷之南、見極四十度、而爲奧、三十度而盡於鎭西之南邊、西北則阻淸及韓、迤南則島嶼陸續以抵流虬、東南之表、洶涌蓬勃、波浪呑天、所謂大東洋者是也

渾地北壤の東南海中の一洲は卽ち是和なり。和の地たるや、帝畿極を見る三十五度に太まり、蝦夷の南に起つて極を見る四十度、而して奧となす。三十度にして鎭西の南邊に盡く。西北は則ち淸及び韓を阻て、迤南は則ち島嶼陸續して以て流虬に抵る。東南の表、洶涌蓬勃し、波浪天を呑む、所謂大東洋なる者是なり。

(1)迤は迪なること

洲之大形、神武天皇以爲如蜻蛉、而後如琵琶云、如獨鈷云、但近西肥西川子著水土考云如游龍者幾矣

洲の大形は神武天皇は以て蜻蛉の如しとなし給ひ、而して後ち琵琶の如しともいひ、獨鈷の如しともいふ。但し近ごろ西肥の西川如見子水土考を著して游龍の如しと云へるは幾きか。

(1)神武天皇二十一年、倭の腋上の嗛間の丘に登りて其地形を望み蜻蛉の臀呫せる如しと宣ふ　(2)獨鈷は密敎に用ふる金剛杵の一種　(3)西川如見は長崎人にて譯官たりし人

其地不棲鴆鳥、不育蝎蟈、虎豹之暴唯聞其名、豬羊之肥、偶獲其種、而能遂其生、進則服敵、退則自守、法輕而治、家世而榮、幅員恰好、顧足自保、上下不改、足以寡亂、肅愼之楛矢、終櫜之、遼東之蒼鷹、供貢獻、隋雖强、而我抗其禮、元雖猛、而我鏖其軍

其地に鴆鳥を棲ましめず、蝎蟈も育せず、虎豹の暴は唯其名を聞くのみ、豬羊の肥は偶〻其種を獲る、而も能く其生を遂ぐ。進めば則ち敵を服し、退けば則ち自守る。法は輕くして治まり、家は世々にして榮ゆ。幅員は恰好し、顧ふに自ら保つに足る。上下改めず、以て亂を寡うするに足る。肅愼の楛矢は、終に之を矢袋にす。遼東の蒼鷹は貢獻を供す。隋は强と雖も、而も我聖德太子其禮を以て抗す。元は猛と雖も、而も我北條時宗其軍を鏖にす。

(1)鴆は毒鳥、其羽を酒に浸して飲めば死すと (2)蝎はスグモムシ、蟈は靑く脚長き蛙 (3)肅愼は楛矢石鏃で有名なり、天武天皇五年入朝す (4)楛は矢幹を作る木 (5)遼東或は渤海から聖武の朝、高仁義なるもの入聘す

國常立則藐也、自諾冊之尊、獲自凝之島、神裔相承、列聖相繼、不復識其歷載、政自廟堂下、垂衣裳御宇內、中葉、……委之幕府、北辰之尊、衆星共之、(1)寶祚之隆、與天壤無窮、(2)分定之故也

國常立は則ち藐なり、諾冊の尊が自凝島を獲てより、神裔相承け列聖相繼ぎ、復た其歷載を識らず。政は廟堂より下り、衣裳を垂れて宇內を御す。中葉、… 之を幕府に委ぬと雖も、北辰之尊は衆星之を共にず。寶祚の隆なること、天壤と共に窮り無し、之は君臣の分定まれるが故なり。

(1)北辰は北極星なり、論語に「如北辰居其所衆星共之」とあり (2)分定は君臣之分定なり

彼古稱、東方有君子之國、衣冠而治、孔子欲桴浮海、且曰君子居之、猶謂之無明據乎、渺此東洋、除我、其孰、唐人以爲君子之國者、雖固賛栗眞人(1)之言也、而唐則玄宗、稱禮義之國、(2)宋則太宗、稱有古之道、(3)何負其名焉

彼れ古へ稱す、東方に君子の國あり、[illegible]

謂れ、[illegible]唐人以[illegible]

ち玄宗も禮義の國と稱し、宋には則ち太宗も古の道ありと稱す、何ぞ其名に負かんや

(1)粟田眞人、大寶二年遣唐使として楚州に入る。唐人迎へて曰く、嘗て聞く東海大倭國あり、之を君子國といふ、今使人に見る、容儀甚だ淨し、豈信ならずや (2)玄宗帝曰、倭國有賢君、今見使者有禮讓、號爲禮儀君子國 (3)圓融天皇朝、奝然宋に入る、太宗紫衣を賜ふ

中外之稱者、自我所居而立、華夷之辨者、自文璞而分、我方、大璞未琢。光彩猶韜、儒生雖抱賈生之(1)嘆、人主常執漢文之恭

中外の稱は我の居る所よりして立つ、華夷の辨は文璞よりして分つ。我は方に大璞にして未だ琢かず、光彩猶韜む。儒生は賈生の嘆を抱くと雖も、人主は常に漢文の恭しきを執る。

(1)賈誼、漢文帝に仕へ、治安策を上る、却つて忌まれ疎まる。文帝は高祖の中子、德を以て化す、民休息す。相に周勃陳平あり、將に亞父あり、在位二十三年國大に治まる

觀彼之爲國、道德文物、堯舜魁之、周孔殿之、聲聞之所及、率而望之、况四通八達之地、山水佳麗、人物鬱郁、智黠力强、是以彼常睥睨四國、如臣妾奴隷、至一旦力竭勢窮、變服改(1)容我竊代彼愍焉

彼の國たるを觀るに、道德文物は堯舜之が魁し、周公孔子之が殿す。聲聞の及ぶ所、率

ゐて之を望む。況んや四通八達の地、山水は佳麗、人物は鬱郁、智は黠にして力强し、是を以て彼常に、四國を睥睨し、臣妾奴隷の如くす。而も一旦力竭き勢窮まるに至つては、服を變じ容を改める、我竊に彼に代つて之を愍む。

（1）淸世宗、順治二年令を海内に下し剃髮せしむ、若し髮を惜むものは罪輕からずと旬日を限り行はしむ

夫彼此同戴天、同履地、我自立正朔、(1)我自保邦境、其相聘問(2)善隣之禮也、故周公曰、德不加焉、則君子不饗其質、政不施焉、君子不臣其遠、我遣聘使、則彼以爲入貢、分處於日之出沒、各帝於其地、伯仲其位、豈我倨、彼、故舒明之朝馬養待唐使曰、天子所命之使、到天皇之朝、唐玄宗、稱我皇曰主明樂美御德、(3)典禮(4)可觀焉

夫れ彼も此も同じく天を戴き。同じく地を履む。我自ら正朔を立つ。我自ら邦境を保つ。其相聘問するは、善隣の禮なり。故に周公曰く、其君德が行はれねばたとへ質を納れても其人質を饗せぬ、又政を施さざれば君子は其遠きを臣とせずと。我聘使を遣はせば則ち彼は以て入貢となす。處を日の出沒に分つて、各其地に帝たり、其位を伯仲にする、我豈彼に倨らんや。故に舒明天皇の御代馬養唐使を待して曰く「天子命ずる所の使、我天皇の朝に到る」と、唐の玄宗、我皇を稱して主明樂美御德といふ、[illegible]

蓋我之通彼也久矣、後漢書則爲自武帝滅朝鮮、武帝則當我開化天皇、又曰光武時通使、光武當我垂仁天皇、天明甲辰(1)二月廿三日筑前那賀郡志賀島農夫、墾田得一印、方七分八厘高三分、紐頭刻蛇、精金以製之、刻曰漢委奴國王、(2)古時鎭西之豪、稱國王以貢獻漢者蓋有之焉、而此印沈堙邊鄕、此事於我國史不見之、漢志則數言之(3)

蓋我の彼に通ずるや久し、後漢書には則ち武帝の朝鮮を滅してよりとあり。武帝は則ち我開化天皇に當る。又曰く光武の時に使を通ずと、光武は我垂仁天皇に當る。天明甲辰二月廿三日、筑前那賀郡志賀島の農夫、田を墾き一印を得。方七分八厘、高さ三分、紐頭に蛇を刻す。精金を以て之を製す。刻して曰く、漢委奴國王印と、顧ふに古時鎭西の豪長にして、國王と稱し、以て漢に貢獻せしもの蓋之れ有りしか、而も其印は邊鄕に沈み堙もれ、而して此事我國史に於て之を見ず。漢史には數々之を言へり。

（1）甲辰は天明二年で先生六十二歲の時　（2）委奴をイドと讀み、伊覩郡の地にて今の怡土郡との說、又一說には灘縣にて今那河郡との說もある　（3）後漢書の東夷傳に曰く、光武中元二年倭奴國貢を奉り朝賀す、使人大夫と稱す、倭は極南界なり、光武賜ふに印綬を以てす云々

魏晋之史稱卑彌呼者、(1)乃神功皇后、皇朝通彼之初也、上此、則論衡曰、倭人[illegible]

神武之前、上此、則出山海經(3)、或似自唐堯者。松氏(4)異稱日本傳曰、太平御覽(5)引魏史、爲自上古使詣中國、而今志(6)則闕如、通而考之、雖事屬渺茫、其通彼蓋久矣、彼大我小、彼文我樸(7)、是彼之所以常倨我也

魏晉の史に、卑彌呼と稱するは、乃ち神功皇后にて、皇朝の彼に通ずるの始なり。此より上れば則ち論衡に曰く、倭人鬯草を貢す、則ち寔に神武の前に出づ。此より上れば則ち山海經に出づ。或は唐堯よりする者に似る。松下氏の異稱日本傳に曰く、太平御覽に魏史を引き、上古より使を中國に詣すと爲す。而今の志則ち闕如す。通じて之を考ふれば、事は渺茫に屬すと雖も、其彼に通ずるや蓋久し。彼は大、我は小、彼は文、我は樸、是れ彼の常に我に倨る所以なり。

(1)魏史に邪馬臺國女王卑彌呼とあり (2)論衡は後漢の王充の著 (3)山海經は古く舜代伯益の著といへど、實は秦後の作ならんと (4)松下見林は大阪の人、三十年を費し異稱日本傳を著す (5)太平御覽は宋の李防が勅を奉じて著せし書、一千卷よりなる (6)志は史と同じ (7)樸は質樸なり

王維(1)送晁卿(2)序曰、禮在王侯之先、掌次(3)改觀、不居蠻夷之邸、唐人之待我也如此、而宋齊梁間史之所載、爲甚怪、其說曰、我世修貢彼授爵、曰安東大將軍倭國王、宋順帝時、有倭王武者、上表曰臣雖下愚、忝胤先緒(4)、夫我以推古之女帝、會強盛之隋、而猶不受屈、況乎是時、當我雄略天皇之御宇、皇者英武剛毅之主、彼者江左偏安(5)之君、我固無入寇之懼、何以舍天日嗣之尊、甘臣僕於彼、或是日本國王良懷之類、非我之皇朝之事、唐書曰、直隋開皇末、始與中國通、通問非始此、而曰始通、可以正六朝(6)之濫記

詩人王維が晁卿の歸朝を送る其序文に「禮は王侯の先にあらしめ、掌次觀を改め、蠻夷の邸に居かず」とあり、唐人の我使節を待つ此の如し。而も宋、齊、梁等の史に載する所、甚だ怪しとなす。其說に曰く、我邦世々貢を修むるや彼爵を授け、安東大將軍倭國王といふ、とあり。宋順帝の時、倭王の武といへるものあり、上表して曰く、臣下愚と雖も、忝く先緒を胤とすと。夫れ我の推古天皇の女帝を以てしても、强盛の隋に會し、而も猶ほ屈を受けず、況んや、當時は我が雄略天皇の御宇に當る。雄略天皇は英武剛毅の主なり、彼は揚子江左に偏安するの君、我國にしては固より入寇の懼もなし、何を以て、天日嗣の尊を舍て、甘じて彼に臣僕たらんや。彼のなす所或は是れ日本國王として、良く懷柔するの類か。之れ固より我皇朝の事にあらず。唐書に曰く、隋の開皇の末に直つて、始めて中國と通ずと。然し通問は此に始まるに非ず、然も曰く始めて通ずと、以て六朝の史書の濫記を正すべき也。

(1)王維は唐の玄宗の朝尚書右丞たりしが、我が遣唐使藤原清河等の歸國にあたり、之を送るの詩あり (2)安倍仲麿入唐して玄宗に仕へ、名を朝衡と改む (3)掌次は席次の如きか (4)祖先の遺業 (5)江左偏安とは揚子江の南岸の

意。六朝の都は常に江南に偏安してゐたので日本に入寇の勇なき也　(6)六朝とは呉晉宋齊梁陳をいひ、今の南京、當時建業に都せる六國をいふ

夫我邦瞰彼者豐臣氏、臣於彼者足利氏也、明代我邊海之亡命、與彼姦商貪賈、相扇揚爲剽掠、彼爲之設海衞亘數千里、彼惡我之始也、然實是草賊(1)姦宄、若不然則至我國史野史(2)家乘、何弗見侵彼者。

蓋足利氏之覇、莫非蔑皇家矣、而鹿苑(3)窺王綱之弛、反私明主(4)、以受其爵、義教相承遣書曰貢茆入焉、不知足利氏何由有貢茆(5)之典於朱氏、至義政則靦然曰、日本國王臣義政成、夫覇主雖實掌握天下而官則大臣、職則將軍、而王於我、而臣於彼、辱國體孰甚、豐太閤掃淸四海、問人臣之極、以自進於關白、而欲取明帝之毫無不臣之意、當鷄林乞和、約封於明主、行長惟敬(6)誤事、明主冊封日本國王、冊辭亦倨、太閤大怒叱曰、我何問王於我于汝乎、和議破矣、事出横恣、比諸鹿苑、不可同日而語也

夫れ我邦にして彼を瞰せしものは豐臣氏也。彼に臣たりし者は足利氏也。明代に我邊海の亡命が彼の姦商貪賈と相扇揚して剽掠を爲せり。彼之が爲め海衞を設ける事數千里に亙る。彼我を惡むの始め也。然に實は是れ草賊姦宄なり。若し然らずんば則ち我國史野史家乘に至つて、何ぞ彼を侵す者を見ざる。

蓋足利氏の覇より皇家を蔑せしものなし。而も鹿苑は王綱の弛むを窺ひ、反つて明主に私し、以て其爵を受く。義教相承け書を遣はし貢茆を入る。知らず足利氏何に由つて、朱氏に貢茆の典有らんや。義政に至つては則ち靦然として曰く、日本國王臣義政なりと、夫れ覇主實は天下を掌握すと雖も、而も官は則ち大臣、職は則ち將軍也。而も我に王となし而して彼に臣となす、國體を辱むる孰ぞ甚しきや。豐太閤四海を掃淸し、人臣の極を問ふ。以て自ら關白に進む。而も明を取つて之に帝たらんとす。毫も不臣の意なし。鷄林の和を乞ふに當つて封を明主に約す。行長惟敬事を誤り、明主冊して日本國王に封ず。冊辭亦倨る。太閤大に怒叱して曰く、我何ぞ我に王たるを汝に問はんや。和議破る。事横恣に出づ。然し之を鹿苑に比すれば、同日にして語る可らず。

(1)草賊は小賊人　(2)野史は私の記錄　(3)義滿、應永九年金閣寺を建て鹿苑と稱す、故に義滿の事なり　(4)明帝は朱元璋に出づ、故に朱氏とす　(5)貢茆不入とあるは誤りか、故に貢茆入焉となす、茆は茅に通じ封土の如し　(6)沈惟敬は明の使節なり

蓋其曰皇曰帝曰王、並有天下之稱、唯以世異稱而已、晉按人主之稱、皇爲最古而帝而王、皇不知存沒之分、帝徵之則沒後之稱、生前唯稱堯稱舜、秦始制作、欲踰周兼三五、故以皇帝自稱、以王比公侯、而後世不覺、帝則沒後之稱、王則有天下之名、終爲人臣

之稱、行之已久、天下之耳目熟之、勢實難復也

蓋其皇と曰ひ帝といひ王といふ、並に天下を有する者の稱にして、唯世を以て稱を異にするのみ。晉按ずるに人主の稱は皇を最古となし、而して帝、而して王となす。皇は存世沒後の分を知らず、帝は之を徵するに、沒後の稱にして、生前は唯堯と稱し、舜と稱せり。秦の始皇帝始めて制を作り、周を踰え德三皇五帝を兼ねんと欲し、故らに皇帝を以て自ら稱し、王を以て公侯に比す。而るに後世、帝は則ち沒後の稱、王は則ち天下を有するの名なるを覺らず、終に人臣の稱となし、之を行うて已に久し、天下の耳目之に熟し、勢實に復し難き也。

（1）秦始とは秦始皇帝なり　（2）制とは天子の命を制と改むとあり　（3）三五は三皇五帝をいふ

本邦上古淳樸、天子未有別稱、唯尊者稱美御德、（卽ちみこと）用漢字者、以尊充之、神武之後、稱阿每主明樂義、（卽ちあめすめらぎ）阿每者天也、主明樂義、猶謂經隅上、君臨四表之謂也、由義以皇字合之、不敢斥言(1)天皇曰御門、（卽ちみかど）猶彼謂大家、譯者以合帝、天子之子曰大君、（卽ちおほきみ）譯者以合王、譯義取漢制和語合漢字、雖合其主、其所名之義、則各不同也、由是觀之本邦用王字、與皇帝之字、不同其義焉、今此私立譯義曰、王者大君也、言天子之子是正義也(2)

本邦上古は淳樸、天子に未だ別稱あるにあらず、唯尊者をみことと稱し、漢字を用ゆる者は尊字を以て充つ。神武の後はあめすめらぎと稱す。阿每は天也、主明樂義は隅を經る上と謂ふが如し。四表に君臨するの謂也。義に由て皇字を以て之に合す。敢て天皇と斥言せず、みかどといふ、猶彼の大家といふが如し。譯者以て帝に合す。天子の子を大君といふ、譯者以て王に合す。譯義は漢制を取つて和語を漢字に合す。其主は合すと雖も、其名する所の義は則ち各同じからざる也。是に由つて之を觀るに、本邦の王字を用ふるは、皇帝の字と其義は同じからず。今此に私に譯義を立てていへば、王者は大君也、天子の子といふ是れ正義なり。

（1）斥言とは指斥していふ　（2）因に記す、神武天皇以來列聖はすめらみことと稱せしが、天皇と申すは仁德の御代に王仁來朝後か、又推古の御代に隋に通ぜし頃よりならんとあり

異稱日本傳曰、三代實錄曰天長九年十二月十五日詔書、稱彼王氏者、王號止於五世、資蔭不(1)過六世、典制有斯、沿來浸久(2)是以六七世賜姓、及嵯峨天皇、諸子繼體之外賜姓、令列於人臣、勤勞于王室也、其後四世賜姓以爲例、近代貞成親王(3)之後號親王、淸仁親王之裔任神祇伯者稱王氏、此外無王氏、此其制也、未聞以王賜朝臣、然則未有所賜而稱之非(3)僭而何

異稱日本傳に曰く、三代實錄にいふ、天長九年十二月十五日の詔書に彼の王氏を稱する者も、王號を五世に止む　資蔭は六世に過ぎぬ。典制は斯に在り。沿來浸久是を以て六世まで姓を

賜はる。嵯峨天皇に及んで、諸子も繼體の外は姓を賜うて人臣に列せしめ、王室に勤勞せしむ。其後四世に姓を賜ふを以て例とす。近代貞成親王の後を親王と稱し、淸仁親王の裔を神祇伯に任じ、王氏を稱す。此外王氏なし。之れ其制なり。未だ王を以て朝臣に賜ひし事を聞かず。然ば則ち未だ賜ふ所あらずして、之を稱するは僭にあらずして何ぞや。

（1）令義解に五位以上の子孫に蔭位ありと、資蔭官とは支那の例にも父祖の功により子孫を庇ふことなり　（2）沿習浸潤の意か　（3）貞成親王は、崇光院の御孫、後花園天皇の御父也　（4）僭は僭擬にて身分を越えること

故就漢之正訓言之、王也者君臨四海之稱、就和之正訓言之、王也者天子子孫之稱、苟以徒掌握天下之威柄稱之爲王、夫阿衡親政、周公負扆、盍以王稱諸、齊桓以侯號令天下、則重在侯矣、霍光以大司馬控掣百僚、則重在大司馬矣、足利氏以將軍爲重、則將軍重矣、豐臣氏以關白爲重、則關白重矣、今之操觚家動輙以王稱足利豐臣氏、若夫足利氏、奉職於將軍、成業於盟主、縮頸於彼、而稱臣、跋扈於我而稱王、縫腋之務、在誦先王之法言不傳不習

故に漢の正訓に就いて之をいへば、王は四海に君臨するの稱であり、和の正訓に就いて之をいへば、王は天子の子孫の稱なり。苟も徒らに天下の威柄を掌握するを以て、之を稱して王と爲せば、夫の阿衡（伊尹）は政を親にし、周公は扆を負うて諸侯にまみゆ、盍ぞ王を以て諸を稱せざる。齊の桓公は侯を以て天下に號令すれば、則ち重きは侯にあり。霍光が大司馬を以て百僚を控掣すれば、則ち重きは大司馬にあり。足利氏將軍を以て重きをなせば、則ち將軍重し。豐臣氏關白を以て重きをなせば、則ち關白重し。今の操觚者動もすれば輙ち王を以て、足利氏豐臣氏を稱す。夫の足利氏の如き、職を將軍に奉じ、業を盟主に成し、頸を彼に縮め而して臣を稱す、我に跋扈して王を稱す。縫腋を着する文官の務として能く先王の法言を誦し、習はぬことは傳へぬがよい、それが縫腋の務である。

（1）阿衡は殷の大臣伊尹のこと、攝政宰相をいふ　（2）扆は屏風の如きもの、天子侯に見るとき立て之を負ふ　（3）操觚者は文筆を事とするもの　（4）縫腋は文官の服

夫足利氏之業、齊於齊桓匡合之功乎、同於楚莊問鼎之勢乎、未聞修春秋者、以其勢齊王者、而稱之王也、傚楚人之僭、相繼稱王欲號令諸侯者吳越也、雖然記春秋者黜其僭號並稱之子、然則和漢無是制也

或曰豐玉姬之父者海島之主、舍人親王下筆稱王、曰是時天下未一統、人各有其地、於是舍人王下此字乎、雖下此字、非取大君之義、字本漢物、以和語合之、訓義不同、面目非眞、縱於舊史有之、而後世已立制、豈可違制哉

夫の足利氏の業は齊の桓公の諸侯匡合の功に齊しきか、又楚の莊王の鼎の輕重を問ひし其勢

に同じきか、未だ春秋を修むる者、其勢が王者に齊しきを以て王と稱するを聞かず。楚人の僭擬に傚ひ、相繼ぎ王を稱し、諸侯に號令せしは吳越なり。然りと雖も、春秋を記す者其の僭號を黜け、並に之を子と稱す。然れば則ち和漢是の制なき也。

或人曰く豐玉姬の父は海島の主なるに、舍人親王は筆を下して王と稱すと。曰く是の時天下未だ一統せず、人各其地を有す、是に於て舍人王此王字を下すか。此字を下すと雖も、大君の義を取るにあらず、字は本と漢物、和語を以て之に合す。訓義同じからざれば、面目眞にあらず、たとひ舊史に於て之れあるも、而も後世已に制を立つ、豈其制に違ふべけんや。

(1)楚の莊王、周の定王に鼎の輕重を問ふ、然るに德にありて鼎にあらずと答へしと (2)豐玉姬は海神の女、彥火々出見命の妃、鸕鷀草葺不合尊の御母なり (3)舍人親王は天武天皇の皇子、勅を以て養老年中日本書紀を修す

東照公身提三尺、策靖四海、覇治以來、未有如此盛也、而能服事帝室、韓人雖懇請固拒王號

寬永十二年僧玄方柳川調興、以竊許王號於朝鮮、幕議宥死一等貶黜之、於是、至尊穆々(1)、垂拱(2)九重(3)、視之文王而無愧、比之武王而如優、與魏丕(文帝)晉炎(武帝)居其宮劫其孤、豈可同年而語哉、今吾邦擅美於萬國者、君臣之分也、徒贊彼以矜其美、旁觀難拚

東照公は身から三尺を提げ、策して四海を靖んず。覇府の治以來、此の如く盛なるものあらず、而も能く帝室に服事す。韓人懇請すと雖も、固く其王號を拒否す。

寬永十二年僧玄方柳川調興が外交文書に日本國王源家光と竊に王號を朝鮮に許せしを以て罪に問はれしが、幕議は死一等を宥し、之を貶黜せり。是に於て、至尊は穆々として九重に垂拱す。之を周の文王に視る、而も愧づるなし、之を武王に比するも、而も優るが如し。魏の丕(文帝)、晉の炎(武帝)の其後宮に居て、其孤を劫して其位を簒ふと、豈同年にして語るべけんや。今吾邦の美を萬國に擅にするものは、君臣の分定まれるが故なり。徒らに彼を贊し以て其美を矜るも旁觀するに拚ひ難きものある也。

(1)穆々とは容儀の美盛か (2)垂拱の治とは無爲にして治まるをいふ (3)九重は禁中の稱、天子の位を九天に喩ふより出づ

觀彼之爲俗、朝帝趙三、暮王李四、雖禮有刑不上大夫之文、昨則與之高牙大纛(1)、今則加之桎梏、讀歷朝之史、雖名臣大家、一旦觸逆鱗、若刈草菅、於是烹之醢之族(2)之、相繼於史者如魚鱗、鷄報曉狗守夜、牛則服役于耕負、而報其德以湯火、異類猶可、財竭則發塚、歲荒則屠人、天已全生之已執(3)鬩之、而惡之如仇敵、終激其勢以相屠滅、若使此事彼無我有、彼必酸鼻云夷夷、況彼晝大壤之一方、邊徼無(4)險、南虛北顧、一日[illegible]、一日則辮髮、由地形使然、雖大何足羨哉

彼の俗たるを觀るに、朝に趙氏を三度も帝とし、暮には李氏を四たび王とす。禮記に刑罰は大夫には上せぬといふ文あるも、昨には之に高牙大纛を與へ、今は則ち之に桎梏を加ふ。歷朝の史を讀むに、名臣大家といへども、一旦逆鱗に觸れれば、草菅を刈るが如くす。是に於て之を烹殺し、之を醢にし、之を族殺す。其事實史に相繼ぐ者、魚鱗の如し。鷄は曉を報じ、狗は夜を守る、牛は則ち役に耕負に服す。而も其德に報ゆるに湯火を以てす。異類は猶可なるべし。財竭くれば卽ち其塚を發く、歲荒るれば卽ち人を屠る。天已に全うせば之を生かし、已に執へて之を宮刑（閹）に處す。而も之を惡んで仇讎の如くし、終に其勢を激して以て相屠滅せしむ。もし此事をして、彼に無く、我に有らしめば、彼必ず酸鼻して夷夷といはん。況んや、彼は大壤の一方を晝して、邊徼に險無く、南慮し北顧し、一日は則ち章甫といへる儒冠をつけ、一日は則ち胡族の辮髮となる。地形の然らしむるに由る、大といへども何ぞ羨むに足らんや。

(1)高牙大纛は高位高官の儀仗、牙も纛もはたじるし (2)族は一族を殺しつくすをいふ (3)閹は宮刑をいふ (4)邊徼は邊境の如し (5)章甫とは殷の冠名なり、孔子冠せしより儒者の冠となる

如ハ我其稱曰浦安、曰秀眞、曰瑞穗、曰秋津、曰葦原中國、祝稱寰宇者、非建立國名者

我國が稱して浦安といひ、秀眞といひ、瑞穗といひ、秋津といひ、葦原中つ國といふが如きは寰宇を祝稱する者にて、國名を建立せし者にあらず。

神武天皇東征定都於膽駒山之陽、貝益軒曰山陽爲山外、山卽やま、外卽と、於是やまと之號建、終拈(1)出和字合之、亦立譯義曰、山陽曰和、以神武都膽駒山之陽曰和、彼此稱云邪馬臺（漢書魏志）耶摩堆（南史）耶摩苫（景行紀）耶麻止（纂疏）並やまと之轉也、故和爲正稱也、次則日本、日本合やまと、似自やまと爲國號後之造也、舍人王修史用之、則可謂正矣、然未識其名成于何世、東國通鑑(2)新羅文武王十年八月下曰、倭國更號日本、自言近日所出

神武天皇東征して都を膽駒山の陽に定め給ふ。貝原益軒曰く山陽を山外となす、山卽やま、外卽と、是に於てやまとの號建つ。終に和の字を拈出して之に合す。亦譯義を立て曰く山陽を和といふ、神武天皇膽駒山の陽に都し給ひしを以て和といふ。彼此稱して云ふ所の邪馬臺（漢書魏志）邪摩堆（南史）耶摩苫（景行紀）耶麻止（纂疏）は並にやまとの轉なり。故に和を正稱となす也、次ぎは卽ち日本、日本をやまとに合せしは、やまとを國號となしてより後に造りしものに似たる也。舍人親王が史を修するに之を用ひしかば、則ち正と謂ふべき也。然れども未だ其名の何の世に成れるを識らず、東國通鑑に新羅の文武王の十年八月下に曰く、倭國更

めて日本と號す、自ら言ふ日の出る所に近しと。

(1)拈出はひねり出す、詩文の句を考へ出すこと　(2)東國通鑑は明の成化二十年、徐居正の作

以晉觀之、爾雅說四荒曰、觚竹、北戸、西王母、日下、註、觚竹在北、北戸在南、西王母在西、日下在東、疏曰、謂日所出其下之國也、日下日本和訓相同、桃花老人日本紀纂疏曰、天無二日、故於文圏一爲日、說文木下曰本、太陽出此地自爲日下、故名曰日本、此義甚明也、唯以辨多冗、其解爲難澁焉耳

推古帝之通彼、稱日出處、日本卽日下、此爲肇于爾雅而可也

晉を以て之を觀る、爾雅に四荒を說いて曰く、觚竹、北戸、西王母、日下とあり。其註に觚竹は北に在り、北戸南に在り、西王母西に在り、日下東に在り。疏に曰く、日の出る處の其下の國をいふなりと、日下、日本和訓は相同じ、桃花老人が日本紀纂疏に曰ふ、天に二日なし、故に文に於て圏一を日となす。說文に木の下を本といふ。太陽此地より出づれば自ら日下となす、故に名けて日本といふ、此義甚だ明なり。唯辨ずるに冗多きを以て、其解難澁となすのみ。

推古天皇の彼に通ずるに日出の處と稱し給ふ、日本卽ち日下、此れ爾雅に肇まるとなして可なる也。

(1)爾雅は文字の構造を示す書にて周公の創作を孔子之を補ふとあり、一説には漢儒の作なりともあり　(2)纂疏は一條兼良の著、桃花老人とは兼良ならん　(3)圏一は、囗の中に一は日なりといへるなり

倭者非自我稱者、而暗與我之和之吳音合、蓋倭名出山海經、吾邦之人、初入漢、漢人問曰、汝國名如何、吾答曰、謂吾國耶、漢人卽取吾字之初訓、命之曰倭、未知然否、彼又加一字曰倭奴、以之之和音與彼呼奴者混、以之爲奴、是不解我謂倭之國也

或曰、和者本一州之名、猶周之興于周號周、日本猶謂之天下、乃全州之總名也云々、倭字我何惡之、至杜撰之僻說以誣弄之、何得不惡焉、其實則彼之鹵莽可笑矣

倭は我より稱するものに非ず、而も暗に我の和の吳音と合す。蓋し倭の名山海經に出づ。吾邦の人初めて漢に入る、漢人問うて曰く、汝の國名はいかん、吾答へていはく、吾國の歟と。漢人卽ち吾字の初訓をとり、之を命じて倭といふ、未だ然るか否かを知らず。彼又一字を加へ、倭奴といふ、之の和音、彼の奴と呼ぶ者と混ずるを以て、之を奴となす、是れ我の倭の國といふを解せざるなり。

或人曰く、倭はもと一州の名、周の周に興つて周と號するが如し。日本とは猶之を天下と謂ふが如し。乃ち全州の總名なり云々。倭字我何ぞ之を惡まんや、杜撰の僻說以て、之を誣弄するに至つては、何ぞ惡まざるを得ん。其實彼の鹵莽を笑ふべきなり。

（1）山海經は舜帝のとき臣伯益の著といひ、山海に住する動植物のことを記せりと　（2）鹵莽は粗畧の如きか

彼又謂我、有日東阿毎烏卯等之稱、蓋我日本當彼之東、故曰日東、隋唐之史同言、其王姓阿毎氏、阿毎者天也、我天子自荒洪、繼統不墜地焉、以爲天之子、事必以天而稱、有賜姓而無以姓焉、烏者日也、卯者東也、烏卯卽日東、猶司馬呼之典午、又曰秦徐福來留、子孫有國故曰徐倭、福之入海、實孝靈天皇七十二年也、杜撰甚矣、自晉書而後史多稱我、爲太伯之後、太伯無子焉得有後、至油幢小品以我鄰三韓謂韓中、則奇怪可驚、皆非我之所用

彼又我を謂つて日東阿毎烏卯等の稱有り。蓋し我日本は彼の東に當る、故に日東といふ。隋唐の史同じく言ふ、其王姓は阿毎氏と、阿毎は天なりと。我天子は荒洪の世より繼統地に墜ちず、天の子たるを以て、事必ず天を以て稱す、姓を賜ふことありて姓を以てすることなし。烏は日なり、卯は東なり、烏卯は卽ち日東なり、猶司馬を典午と呼ぶが如し。又曰く秦の徐福不死不老の藥を求めて日本に來り留り、子孫國を保つ故に徐倭と曰ふと。然し福の海に入りて渡來せしは、實は我孝靈天皇七十二年なり、杜撰も甚し。晉書より後の史多く我を稱して吳太伯の後となす、太伯子無し、焉んぞ後あるを得ん。油幢小品の我の三韓に隣るを以て韓中といふに至つては、則ち奇怪驚くべし、皆我が用ふる所にあらず

夫中外者各々之自稱、源親房[1]曰、彼以我爲東夷、猶我以彼爲西蕃也、故淡海公[2]撰職員令、掌遠人謂之玄蕃、萬多親王區別姓氏[3]、秦漢之裔收之諸蕃、是以國史謂中皆自稱也、季世學衰敎荒人惑稱呼、慣讀彼國書、自稱曰日東曰東方、指彼曰中曰華、中彼者外我也、華人者自夷也、混然天地、豈有定中外哉、東西南北之方者自己而定、我所居果東乎、則我東何以稱焉

夫れ中外は各々自から稱す。源親房曰ふ、彼が我を東夷となす、猶ほ我の彼を西蕃となすが如し。故に淡海公の職員令を撰するや、遠人を掌るもの之を玄蕃といひ、萬多親王が姓氏を區別するに及び、秦漢人の裔を諸蕃に收む。是を以て國史の中と謂ふ、皆我自ら稱する也。季世學衰へ、敎へ荒み、人稱呼に惑ひ、彼の國書を讀むに慣れて、自ら稱して日東といひ、東方といふ、彼を指して中といひ、華といふ。彼を中とする者は、我を外にするなり、人を華にするものは、自らを夷とするなり。混然たる天地、豈中外の定めあらんや。東西南北の方は己よりして定む。我の居る所果して東か、我の東何を以て稱せんや。

（1）北畠親房の神皇正統記　（2）淡海公とは藤原不比等なり　（3）萬多親王、新撰姓氏錄を編す

胡呼彼曰漢、天竺呼彼曰支那曰震旦、我呼彼曰もろこし、曰から、から本一國之名、韓史稱大駕洛國、蓋外國之通我自此國始、而我之至彼亦由此、故遂謂彼曰伽羅、もろこし

於字爲諸越、から於字爲伽羅、雖義不同所指無他、故兩訓共合唐、我謂彼爲唐、以唐於我聘問最親也、故明宋學士、日本曲賞櫻日本勝於唐、知我呼唐也、近所歸化朱舜水(1)、釋卽非(2)皆斥彼曰唐、淸賈來長崎皆曰唐山、可謂得居人國之禮矣、唐非醜名、彼人弗憚言之、儒生獨忌、爲屬國之態曰中曰華、而自東自外、謀背本國從他國、律文存矣、何其不臣也、何其無稽也

噫今之事翰墨者、何顚(3)倒稱呼、不及于輿儓蕘之直能曰唐

胡は彼を呼んで漢といふ。天竺は彼を呼んで支那とも震旦ともいふ。我は彼を呼んでもろこしといひ、からといふ。からは本一國の名、漢史に大駕洛國と稱す。蓋し外國の我に通ずる此の國より始まる。而て我の彼に至る亦此よりす。故に遂に彼を謂ひて伽羅といふ。もろこしは字に於て、諸越となす、からは字に於て伽羅となす。義は同じからずと雖も、指す所は他なし、故に兩訓共に唐に合す。我彼を謂つて唐となす、唐は我に於て聘問最も親しきを以てなり。故に明の宋學士がいふ、「日本の曲には櫻を賞す日本唐に勝る」とある、我唐と呼ぶを知る。近ごろ歸化する所の朱舜水や釋卽非は皆彼を斥けて唐といふ、又淸賈が長崎に來つて皆唐山といふ、人の國に居るの禮を得たりと謂ふべきか。唐は醜名にあらず、彼人之を憚らず、我儒生獨り之を忌み、屬國の態をなし、彼を中といひ華といふ。而して自らを東とし、自らを外とす、本國に背き他國に從ふを謀る、律文の存する國民にして、何ぞそれ不臣なるや、何ぞそれ無稽なるや。

噫今の翰墨を事とする者、何ぞ稱呼を顚倒するや。輿儓蕘の直ちに能く彼を唐といふに及ばず。

(1)朱舜水は明亡命の士、水戸侯に聘せらる　(2)卽非は隱元に後るる二年來朝　(3)翰墨は詩文のこと

聖人第八（贅語五、善惡帙下）

古者以、太神在天、素神之子大己貴(1)、平大八洲、與少彦名戮力一心、經營天下、乃謂少彦名曰、吾所造之國、謂善成之乎、少彦名曰、有所成、有所不成、遂適常世國、於是大己貴、摧伏强暴、天下歸矣

太神欲降皇孫杵尊治中國、使者皆恐、無反命者、經津武甕槌壯士也、以告大己貴、大己貴謀之其子事代主、事代主曰、天神有命、我父宜避、我先之入海、大己貴曰、我禦、闔國禦、我避孰敢不順、授平國廣矛而隱、當是之時、以神武仁惠、據八百萬之衆、聽天神之命、棄天下如脫弊屣、少彦名經營未成之日、不潔大己貴有自矜之意、泯跡而去(2)、噫若而人、充棟之漢典、遂不之見、宜哉、廟食於數千載之後、子孫與皇家(3)、共傳無窮、仲

尼桴海、仲由從之、我何愧彼焉

古は以て太神天に在り、素盞嗚神の子、大己貴神、大八洲を平げ、少彦名と力を戮せ心を一にして天下を經營す。乃ち少彦名に謂ひて曰く、吾の造る所の國善く之を成すといはんか、少彦名曰く、成す所あり成らざる所ありといひて、遂に常世國に適く。是に於て大己貴神は强暴を摧伏し天下を歸す。

太神は皇孫瓊瓊杵尊を降し中國を治めしめんとす。使者皆恐れ反命する者なし。時に經津主武甕槌は壯士なり。自ら進んで下り以て命を大己貴に傳ふ。大己貴之を其子の事代主に謀る。事代主曰く天神の命あり、我父宜しく避くべし、我之を先んずとて海に入れり。大己貴曰く、我禦がば闔國禦がん、我避けなば孰か敢て歸順せざらんと。平國廣矛を瓊瓊杵尊に授けて而して隱る。此の時に當り、神武の仁惠を以て、八百萬の衆を有しながら、天神の命を聽き天下を棄つること弊屣を脱するが如くす。少彦名が經營未だ成らずといふ日、大己貴は自矜るの意あるを潔しとせず、跡を泯まして去る。噫此の如き人充棟の漢典に遂に之を見ず。宜なる哉、數千年の後に廟食す。子孫は皇家と共に無窮に傳ふ。仲尼海に桴し仲由之に從ふ。我何ぞ彼に愧づる所あらんや。

(1)大己貴は大國主神のことにて素盞嗚尊の子又六世の孫ともあり　(2)大己貴隱れて杵築宮に居るとあり　(3)大國主神の子孫は大神氏として傳ふ

立準第九（贅語五、善惡帙下）

立準(1)之道、不可不愼、準一立矣人心依此、故爲天下立準者、宜憫惻萬世、洞視萬國以監舊弊思後害、今之學者、目濡心染于漢典、唯慣其是非、與當局者偕迷、漢之爲地幅員已廣、其守實難焉、軒轅(2)已前弗可識、軒轅以還、延覃舜禹、擇親讓德、自湯伐而代、在德不在族、代興者假之以藉口、又終有受命(3)之說、是亦勢也、茫々禹跡(4)、今則沒胡、康熙帝日歷代帝王、莫正於我、是言也、於漢土、則爲不滿、旁觀則實、勝夫居其地而篡其位者遠矣

立準の道は愼まざる可らず。準一たび立てば人心は此に依る。故に天下の爲め準を立つるものは、宜しく遠く萬世を憫惻し、廣く萬國を洞視し、以て舊弊を監み後日の害を思ふべきなり。今の學者は漢典に目は濡れ心染み、唯其是非に慣れて、當局者と與に偕に迷へり。漢の地たるや幅員已に廣きに失し、其守るや實に難し。軒轅以前は識るべからざるも、軒轅以還は延いて舜帝禹王に覃び、親しきを擇び、有德に讓位す。湯王が桀王を伐つて代つてより、天位は德により、血族にあらず。代つて興る者、之に假り以て口を藉り、又終に天命を受けて

王となるの説をなす有り。是亦勢なり。茫々たる禹跡、今は卽ち胡族に沒せり。淸の康熙帝曰く、歷代の帝王にして我より正しきは莫しと、是言や漢土に於ては卽ち不滿となすべし。旁觀すれば則ち實に、夫の其後宮にゐて帝位を篡ひし魏晋に勝ること遠し。

(1)準は、標準なり　(2)軒轅は、黃帝のこと　(3)受命は、天命を受くるなり　(4)禹跡とは、禹王九州を開きし國をいふなり

本邦據山爲城、臨海爲池、渺瀰(1)險絕、無外顧之患、帝統不知其始、神武天皇以祖宗之禮議之、卽是宗、非開國之祖、是以世不以皇胤爲人種之想焉、偶有頑嚚抱不軌者、衆心不容、一敗塗地、如今雖垂拱九重、環擁不改、建諸天地、質諸鬼神而弗謬之義也

本邦は山に據り城をなし、海に臨んで海を池となす。渺瀰として險絕し、外顧の患なく、又帝統は其始を知らず、神武天皇と雖も祖宗の禮を以て議すれば、卽ち是れ中興の宗なり。開國の祖にあらず。是を以て世々皇胤を人種となすものなし、偶々頑嚚なるもの不軌を抱くといへど、衆心之を容れず、一敗にして地に塗みる。如今主上は九重に垂拱すと雖も、環擁して改めず、之を天地に建て、諸を鬼神に質すも而も謬らざるの議なり。

(1)渺瀰は水の限りなく廣きこと

想夫大己貴之古、躬以素尊之冑(1)掌握天下、一聞天孫之臨、解兵權而去、如脫弊屣、皇統之固、臣節之恭、後世之準、於是乎立、淫漢典之士、以土地之大人物之秀而誇焉、名山大澤、人才物珍、鬱然多者、廣輿(2)之所致、其輿已廣、南虛北顧、雖欲固守自治而不得焉、賢才之衆雖可羨、姦凶之寡亦足以自慰焉、漢俗之美於我常言、我俗之美於彼不考、世態之變、人情之險、比較數千載、不如彼之數々以自苦也、立準之失居半矣

想ふに夫れ大己貴の古、躬ら素尊の冑を以て、天下を掌握しながら、一旦天孫の降臨と聞くや、兵權を解き去り天下を擲つこと弊屣を脫するが如くす、故に皇統の固くして、臣節之れ恭し。後世の標準是に於てか立てり。漢典を淫り讀むの士、彼の土地の大、人物の秀を以て、而も誇りつつあるが、名山大澤及び人才や珍しき物の鬱然として多きは、輿地の廣きの致す所、其輿地已に廣ければ、南を慮り北を顧み、固く守り自ら治まらんとするも、而も得ざるなり。賢才の衆は羨むべきも、又姦凶の寡きは亦以て自ら慰むるに足る、漢俗の我より美なるをば常に言ひ、我俗の彼より美なるは考へず。世態の變、人情の險を數千載につき比較すれば、彼の數々以て自ら苦しむには如かず。彼の苦しむは立準の失や其半に居る。

(1)冑は嫡嗣　(2)以天爲蓋、以地爲輿、坤輿者全地球なり

在彼可厭者、人々可爲天子、刑之慘(1)、律之煩(2)、此事之最大者也、宋人問我風俗於滕木吉、吉曰春風二三月、和氣桃李春、此語實不欺彼焉

當今之世、天子垂拱、幕府攝政、淫漢典者、竊懷天有二日之疑、胡不思之甚、漢典廼何以流派之漫、淆本源之淸、古有家宰(3)、後有盟主(4)、從世之隆汙(5)、…………維持皇紐(6)、故齊桓一正天下、然周室勢、能使盟主有天威不違顏咫尺(7)之愼、何嫌於二日、衰世不得已之事何嫌二日

彼の支那に於て厭ふべきは、人々天子たるべきこと、刑の慘酷なること、及び律の煩雜であること、此三事が厭ふべき最大なるものなり。宋の人我國の風俗を滕木吉に問ふ。吉答へて曰く、恰も春風二三月、和氣桃李の春なりと、其語實に彼を欺かず。

今の世に當つて、天子は九重に垂拱するも、幕府政を攝す。然るに漢典を淫讀するもの、天に二日あるの疑を懷く、胡ぞ思はざるの甚しきや。漢典は廼ち何ぞ流派の漫なるを以て、本源の淸を淆す。古に家宰あり、後に盟主あり、世の隆汙に從ひ、…………皇紐を維持す。故に齊桓公一たび天下を正す。然も周室の勢、能く盟主の齊桓公をして、天威顏を咫尺に違へざるの愼有らしむ。故に何ぞ二日を嫌はん、衰世已を得ざるの事何ぞ二日を嫌はんや。

(1)慘は慘酷なること (2)煩は煩雜なること (3)家宰は百官の長 (4)盟主は同盟の主にて齊桓公の如きをいふ (5)隆汙は盛衰の如きか (6)皇紐は皇維の如きか (7)天威咫尺とは天上の威は咫尺の間にあり、近く天子に接近するを云へり、左傳に天威不違顏咫尺とあり、顏とは眉目の近きをいふにや

本邦天子一姓、公卿大夫、至諸士農官巫醫曲藝、亦多世其家焉(1)、是以廢立進退最爲重事、雖世家乏人才、流風典故以此而存、且以杜窺望之心、風之美者也、讀彼漢史、人主朝納后妃、外家夕跋扈、其害及于上下、至有欲立其子即殺其母以防禍者、悲夫

今也、王宮在京、幕府居東、結昏京師(2)、興國幾二百年、不見外家顛沛之變、於是知東照公、洞察後世、杜微未然、垂準萬世、天下不知不識、沐浴恩澤

本邦は天子一姓、即ち萬世一系なり。又公卿大夫より諸士農官巫醫師曲藝に至るまで、多くは其職を其家に世々にす。是を以て其家を廢立し、進退する事を最も重きとなす。其世家に人才乏しといへども、門流家風典故此を以て世に存す。且つ以て窺ひ望むの心を杜ぐ。其に風習の美なるものなり。彼の漢史を讀むに、人主朝に后妃を納るれば、夕には、外家跋扈す、其害上下に及ぶ。又其子を立てんと欲すれば、即ち外戚を恐れ其母を殺し、以て禍を防がんとす。悲しい哉。

今や我邦、王宮は京師にあり、幕府は東に居り、婚を京師に結ぶ。東照公府を興して、ほとんど二百年、外家が王家を顛沛せし變を見ず。是に於て知る、東照公後世を洞察し、微を未然に杜ぎ、準を萬世に垂る。天下知らず識らず、其恩澤に沐浴す。

(1)一職あれば一家あり、我古風なり (2)昏は婚と同じ、東福門院の入內をいへるなり、秀忠の女和子、後水尾天皇

の中宮、明正天皇の御母、後光明以下三天皇の御養母なりき、寛永元年中宮となり、同六年院號を賜ふ

且觀兩國風習、彼長于敢諫、我長于敢死、彼犯顏直言無所顧忌、我風讓之、雖然以係累(1)爲辱、直諫不可已、則自裁報國家之恩、或姦佞在君側將擾國事、忠志之士奮然手刃其賊、直自裁以償犯法之罪、比彼直言罵倒其賊、以受誅死而無益則勝遠矣、彼雖長于敢諫忍垢亦甚矣、以我風習、雖有醜行奸凶于其躬、而稠人廣座、不受其惡聲、是以面辱不行、不能忍垢多缺々(2)之行、爲君子所卑、觀彼之古、周衰而法律興、係累大臣囹圄親戚、再起之繕衣冠以從事、如我士風一旦遇大辱、雖死義不立人之朝

且つ兩國の風習を觀るに、彼は敢諫に長じ、我は敢死に長ず。彼は顏を犯して直言し顧忌する所なし。我風は之に讓る。然れども妻子眷族に係累するを辱となす。故に、直諫も已むべからざれば、即ち自裁して國家の恩に報ゆ。もし姦佞君側に在り、國事を擾さんとせば、忠志の士は奮然其賊を手刃し、直ちに自裁して、法を犯した罪を償ふ。彼が直言して其賊を罵詈して以て誅せられ死して益なきに比すれば、即ち勝る事遠し。彼敢諫に長ずと雖も、垢を忍ぶ亦甚し。我風習を以てすれば、たとへ其躬に醜行奸凶はあつても、稠人廣座で其惡聲は受けぬ。是を以て面辱は行はれぬ。垢を忍ぶこと出來ねば、缺々と小智の行が多い。君子として之を卑しとす。彼の古風を觀るに、周衰へて法律が興り、大臣にまで係累を及ぼし親族まで囹圄に入れながら、再び起つて衣冠を繕うて以て事に從ふ。我士風の如きは、一旦大辱に遇へば、死すとも義に於て人の朝に立たず。

(1)係累は妻子眷族に及ぼすをいふ　(2)缺々は小智の貌

墨劓剕宮(1)苗(2)氏之所設、歷世不已、後之王者既淫其刑、使墨者守門、劓者守關、宮者守內、刖者守積、齊桓好內竪刁自宮以進以亂齊、及漢武游宴後廷、始置宦官、禍釁一開、石顯流禍、經東漢及唐明、賢知方正皆受其災、刑本懲有罪、其弊終執無辜之民、搜其陰器斷之、崑岡(3)之火玉石並灼、本邦從古老姆監宮中、老臣守宮外、官有內外、人無內外、左右即士大夫之子弟、於是左右之臣可出以爲將相、將相之子可入以侍左右、天地全生之、已毀用之、自釀半身不隨之病、違天之罪、禍至顚國家、而不悟立準之非、猶不改舊風、悲哉

墨劓剕宮の五刑(大辟即ち死刑を加へて五刑といふ)は苗氏の設くる處にて、歷世やめず、後の王者其刑を淫りにす。墨者は宮門を守り、劓者は關所を守り、宮者即ち陰莖を斷たれしものは後宮內を守らせ、刖者は積即ち庫を守らしむ、齊の桓公內を好み女官を愛せしかば、竪刁は自ら宮刑を受け、進んで後宮官となり權を擅にし、桓公歿後に亂をなせり。漢武帝後廷

に於て游宴するに及び、始めて宦官と稱する宮刑に處せし人を置きしかば、宦官の禍釁が一旦開らけ、弘恭、石顯の二宦官が禍を流すに至り、忠臣蕭望之も爲めに自殺するに至る。爾來東漢を經て唐明に及び、賢知方正の士も皆其災を受く。刑は本有罪を懲らす、然るに其弊は終に無辜の民を執らへ、其陰器を搜がして之を斷つに至る。崑崙山の火は玉も石も並せ灼くに至れり。

本邦古より老姆宮中を監し、老臣宮外を守る。官に內外ありて人に內外なく、左右は卽ち士大夫の子弟。是に於て左右の臣、出でては以て將相となり、將相の子、入つて以て左右に侍せり。

彼天地全くしては之を生かし、やがて之を毀つて之を用ふ。自ら半身不隨の病を釀す。天に違ふ罪なり。而して禍は國家を顚倒するに至る。而も立準の非を悟らず、猶舊風を改めず、悲しき哉。

(1)五刑中の墨は黥ともいひ入墨すること、劓は鼻を截り、剕は臏ともいひ足を截ること、又刖ともいふ、宮は睪丸を割き陰門を閉づ (2)周代楚の貴皇に苗姓を與ふ (3)崑岡は崑崙山にて、書經に火災崑岡とあり

蜻蛉之一洲、雖一小壤、天嶮不可踰、則國無邊徼之警、上戴無始之帝統、卽塗無深文[(1)]之網羅、治日常多、亂日常少、而猶沾沾[(2)]曰華華、且前數事若無于彼、而有于他、卽彼必彈指、曰夷夷、是以我愛日出之處曰、君子之所居、而仲尼欲桴[(3)]、子路欲從者、非此壤其孰與、樂土樂土我得其處[(4)]

蜻蛉(日本)の一洲は一小壤(小國)といへども天嶮にして踰ゆる能はず。卽ち國に邊境の警もなく、上に無始の帝統(連綿たる皇統)を戴き、塗に深文(嚴酷)な網羅の如き法律もなく、太平の治日多く、動亂の日は少ない。然るに猶ほ沾々と輕忽に支那を中華中華とうらやむ。もし前述の如き數事が彼になく他に有つたなら、必ず彼は彈指して東夷東夷といはん。是を以て我は此日出の國日本を愛して曰く、君子の居る所、かの仲尼(孔子)がいかだに乘つて遊ばんとし、弟子の子路が之に從はんとする、此壤でなくて孰與にあるか、嗚呼樂土なる哉、樂土なるかな、我々は其處を得たるなり。

(1)深文とは嚴法か (2)沾沾とは輕薄なる貌か (3)桴はいかだ、小を桴といひ、大を筏といふ (4)我は日出の處を愛す、樂土樂土、我此日本に生れしを幸とする

立準通語

立準之道、不可弗愼、準立之久、人慣而不覺、成城郭[(1)]於人心、於是國是可易矣、憫惻萬世、爲天下立準者、不洞觀萬國、察其利病、毀成城郭於心者而規于因循、則成非

常之功卽難、今之縉紳目濡心染于漢典、唯慣其是非、謂之於詩、則所謂潮聲偏恐初來客、海味(3)徒甘舊仕人歟、觀漢之爲地、幅員已廣、西南之徼、東北之塞、其守實難

立準の道愼まざる可らず。準を立てて久しければ人慣れて覺らず、城郭を人心に成し固く守るが故に、國是も爲に易るべし。よく萬世を憫惻し、天下の爲めに準を立つる者は、萬國を洞觀し、其利病を察し、城郭を心に毀成せずして、因循姑息に規準を立てんとせば、非常の功を成す則ち難し。今の縉紳は漢典に目濡れ心染み、唯其是非に慣れてゐる。之は詩に謂ふ所の潮聲偏に恐る初來の客、海味徒らに甘し舊仕人の如きである。漢の地たるや之を觀るに幅員已に廣く、西南の徼、東北の塞、其守るや實に難しである。

(1)城郭は固守と云ふが如きか　(2)海味は海中より獲る食物なり　(3)初めて來た人は潮の音さへ恐る、舊く住んでゐる人は海の物をうまいと海になれてゐる

軒轅以來弗可知焉、延至舜禹、親中讓德、自湯伐而代、在德不在族、以之藉口、後儒終作受命之說、興國之臣不得不若言、是亦勢也、今也淸(1)自北地來有之、康熙帝詔曰歷代帝王、莫正於我、雖不平于漢土之士、傍觀則實勝于夫居其地、受其爵食其粟而命之爲獨夫(2)、或伐或簒以代之者遠矣

軒轅（黃帝）以來は知るべからず、延いて舜帝禹王に至る、皆親しき中の德あるものに讓る。殷の湯王が夏の桀王を伐つて之に代つて以來、德にあつて一族にない、之を以て口を藉つて、後の儒者、天命を受けて帝位に上るの說をなす。興國の臣、いかでか言はざるを得ざらんや。是亦勢なり。今や淸朝北地より來つて之を有つ。其淸治第一の康熙帝が詔していふ、歷代の帝王中、我より正しきはなし。其言は漢土の士は不平に思はんも、傍觀すれば、夫の其地に居て、其爵を受け、其粟を食み、而して之に命じて暴虐なる天子となし、或は之を伐ち、或は之を簒うて以て、之に代るものに勝ること遠し。

(1)淸朝は滿洲族にて漢人にあらず　(2)獨夫は暴虐なる天子をいふ

本邦據山爲城、以海爲池、無外顧之患、帝統不知其所始、神武以祖宗之法、則實是宗、中興之宗爾、是以其統之所由來、歷數不可知焉、是以不以皇胤爲人種之想、暴戾偶抱不規、衆心不肯、…………至尊之位不改、莫所用湯武孟軻氏之議、建諸天地質諸鬼神、而弗謬之議也、想大己貴之古、躬以素戔嗚尊之貴、已有大八洲據八百萬之衆、一聞天孫之下、脫屣天下、世間未曾有、皇統之固臣節之恭、於是乎立後世之準

本邦は山に據り城となし、海を以て池となす。外顧の患なく、帝統其始まる所を知らず、神武帝も祖宗の法を以てせば、實は是れ宗卽ち中興の宗なるのみ。是を以て其の統の由來する所、歷數も知る可らず。是を以て皇胤を以て人種とは想はず、暴戾なるもの偶〻不規を抱く

ものあるも、衆心肯へんぜず、………至尊の位は決して改まらず、湯武孟軻氏の議するが如きを用ふる所なく、諸を天地に建て、諸を鬼神に質す、而も謬らざる議なり。想ふに大己貴の古、躬は素盞嗚尊の貴きを以て、已に大八州を有し、八百萬の衆に據り、一たび天孫の降ると聞けば、天下を脫屣するが如き、世間未嘗てあらざる所、皇統の固くして、臣節の恭しき、是に於てか後世の準立てるなり。

讀漢典之人、以土地之美人物之秀誇、如人物則以土廣人稠實多於我、賢勝我則不肖之才亦勝于我、土地已廣、則名山大澤、珍品希貨實多也、然論其要害則弗及我遠矣、風俗之最不美者、人人可天子者、郡縣之法立而封建之制廢者、律盛而大臣貴戚係累棄市、慘不可言者、好漢典之人必擧我有者比之、噫數千載之間、慘坦酷烈、非必無焉、我披兩國之史讀之、慘坦酷烈若取比之、則何得十而一二、宋人問我之風俗於滕木吉、吉對曰、春風二三月、和氣桃李春、此言實當

漢典を讀む人は、彼れの土地の美、人物の秀を以て誇るが、人物の如きは則ち國土廣く人稠きが故である。賢人が我に勝ると同時に、不肖の材も亦我に勝る。土地廣ければ名山大澤や、珍品希な貨物も多い。然し要害を論ずれば、我に及ばざる遠し。然も風俗の最も不美なることは、誰でも天子になること、郡縣の法を立て封建の制を廢すること、法律が盛にして大臣貴戚も係累を以て棄市され、其慘いふべからざることである。漢典を好む人は必ず我にある缺點を擧げて比較す。噫數千載の間には慘坦酷烈なる事必ずしもなきにあらず。我兩國の史を披いて見るに、慘坦酷烈なるものを比すれば十に一二の比ならん。宋人我の風俗を滕木吉に問ふ、吉對へていふに、春風二三月、和氣桃李の春と、此言實に當れるなり。

如腐刑最爲穢、是本刑之一、取之爲宮中之使命、猶臏者以爲守門、後世謹宮中內外之濫、刑無罪之人以充之、而士流賤之以爲非人、於是相憎相激、其害豈內外之濫焉哉、而內外之濫亦比比不絕、本邦自古不用肉刑、宮中老姆、宮外老臣監之、弗見甚於彼、而官有內外人無內外、是以左右之臣出卽從其方可爲將相、外廷之臣入卽可在左右、是以貴族之子弟能候左右習君前之事、自我觀彼只如半身不隨之人、外形則如同、內卽活運弗通、噫君于天下有探人之器之醜哉、此事如無于彼、而在他國、卽彼必指夷、天地全生之已毀之而用、違天之罪、禍至此而弗悟、悲夫當今之世、天子垂拱九重、幕府聞政於一人、猶古之家宰後之盟主、慣讀漢典者、以爲天有二日、何弗思之甚、天子垂拱、大臣勞職、上下之道明矣

腐刑卽ち宮刑は最も穢となす。是は本刑の一、其刑餘の人を取つて宮中の使命に任ず。猶臏者卽ち足を截られし刑人をして門を守らす。後世宮中の內外の濫を謹むるに至り、無罪の人

を刑して以て之に充つ。而も士流之を賤み非人となす。是に於て相憎み相激し、其害豈內外の濫のみならんや。而して內外の濫も比々絕えず。本邦は古來肉刑を用ひず、宮中は老姆を任じ、宮外は老臣之を監す。彼の如き事なく、而も宮に內外なく、是を以て左右之臣出れば其方に從つて將相となすべく、外廷の臣入つては左右たるべく、是を以て貴族の子弟能く左右に候ひ、君側の事に習ふ。我より彼を見る唯半身不隨の人の如し。外形は同くして、內は活運通せず。天下に君たる者、人を探くる器の醜ある哉。此如き事彼になく他國にあらしめば、彼必ず指して夷といはん。天地全うして之を生かし、已に之を毀つて用ふ、天に違ふの罪なり。禍此に至るも悟らず、悲しいかな。

今の世に當つて我邦は、天子九重に垂拱し給ひ、幕府政を一人に聞く。幕府は古の冢宰の如く、後の盟主の如し。漢典を讀むに慣れたるもの、以て天に二日ありとなす。何ぞ思はざるの甚しきや。天子垂拱し、大臣職に勞す、上下の道明なり。

(1)腐刑とは勢を割く刑、乃ち宮刑なり　(2)一人は天皇なり

且柳營(1)亦王官(2)、世結昏於王宮、是以興國已例、夫人多自王宮入、是以無外戚之患、是亦以皇宗存而王官皇家通婚、是以國家興來無外戚之患、柳營雖有天下之富、有不違顏咫尺之義、至今存大已貴之遺風、神祖之慮深矣、非區區腐儒之所知焉、且觀兩國之風習、彼風長于敢諫、我風長于敢死、彼人不憚犯顏敢諫見殺者接踵、我風怯於此、雖然觀爲國家不能坐視其賊之恣睢(3)必能手刃而負自犯法憲之罪以自裁償其罪

且つ柳營も王官も世々婚を王宮に結ぶ。是を以て興國已に例となる。夫人は多く王宮より入る。是を以て外戚の患なく、是亦以て皇室の宗家も存し、而も王官と皇家と婚を通ずるが故に、國家興つて以來外戚の患なし。柳營も天下の富を有しながら、皇室には天威顏を咫尺に違へざるの義あるなり。今に至つて大己貴の讓國の遺風が存在す、神祖の深慮といふべきで、區々たる腐儒の知る所ではない。且つ兩國の風習を見るに、彼の風は敢諫に長じ、我邦の風は敢死に長ず。彼は顏を犯して敢諫して殺されるを顧みざるもの踵を接す。我風これには怯なり。然れども國家の爲めに、其賊の暴戾恣睢なるもの坐視する能はざるを觀ては、必ず能く手刃して、自ら法憲を犯した罪を負ひ、以て自裁して其罪を償ふ。

(1)柳營は漢の周勃の柳營に陣した故事により、幕府の異稱　(2)王官は公卿の如きか　(3)意を恣にす、睢はにらむ

且彼國之風、雖長於敢諫、忍垢、亦勝於我、以我國之士風言之、已雖有暴厲於列中遇面辱立其列、則雖至懦(1)之人不敢、是以勢面辱不行焉、彼人能忍垢、身爲大臣在囹圄、上起之則亦能立朝、本邦之人則死不負辱以立人之朝、本邦中古以來雖傚彼朝廷用律法、風習素淳厚、終保合大和、嗚呼本邦之美、國據要害之地無邊徼之警、上載無始之帝

統、途無深文之綱、染亂日常鮮、治日常多之化、行無虎狼之野、猶沾沾冀漢土之風、我則愛此日出處、曰渺兮東洋、雖衣冠虎狼之說則誤、君子之國除此壤孰與、君子之所居、仲尼桴焉、子路欲從、樂土樂土我得其處

且つ彼の國の風習、敢諫に長ずと雖も、垢を忍ぶこと、亦我に勝る。我國の士風を以て言へば、己に暴厲ありと雖も、列中に於て面辱に遭へば其列を立つ。至儒の人と雖も敢てせず。是を以て勢ひ面辱は行はれず。彼の人能く垢を忍び、身は大臣にして囹圄にあるものも上にして之を起せば、亦能く人の朝に立つ。本邦の人則ち死すとも、辱を負ひては人の朝に立たず。本邦は中古以來彼の朝に傚ひ法律を用ふるも、風習素より淳厚にして終に大和に保合す。嗚呼本邦の美、國は要害の地に據り、邊徼の警もなく、上には無始の帝統を戴き、途には深文殘酷の法網もなく、亂に染む日鮮なく、治まる日多きの化により、行いて虎狼の野なし。然るに猶沾々として漢土の風を冀ふは何ぞや。

我は則ち此日出の處を愛す。渺たる東洋といひ、虎狼衣冠すといふ說ありと雖も則ち誤れり。君子の國として、此壤を除いて孰與にあるや。全く君子の居る所、仲尼が桴して遊ばんと欲し、子路が從はんとするも此地なり。樂土樂土我其處を得たる也。

（1）至儒は至つて卑怯

國體論の梗概

どちらかといへば徳川幕府も下り坂で、鼎の輕重を問はれてゐた　然し世はまだ寛政の治と稱し、幕權の深刻に行はれてゐた時代に於て、朝幕並び立ち難しだの、君臣の分定まれりなど國體明徵論を說いて、幕府の忌諱に觸れなかつた事は全く奇蹟といふべきであらう。それは先生の所論が頗る圓滿であり、且つ先生が生涯此僻陬の地に蟄居した事も奇禍を免れた原因であらう。先生には滔々たる時代思潮を看て大に慨歎し、天地の條理から國史の事實に徵し、漢典に泥むの非をあげ、當年の腐儒を向うに廻はし、我國體の本義である萬世一系皇室中心の皇道國家であることを明にしたのである。

（一）國土論　神武天皇が先づ蜻蛉洲と名づけられたが、浦安といひ、秀眞、瑞穗、秋津、葦原の中つ國と稱し、皆國土を祝稱する名で、鵜鳥も棲まぬ、虎豹も其名を聞くだけ、それから豕や羊、種さへ獲れば隨分播殖する國土である。

蜻蛉の一小壤であるが、支那の如く廣きに失せず、幅員が恰好して亂を寡くするに足るのみでない、進めば敵を服し、退けば自ら守るに足る。隨つて邊徼の警もなく、殊に上に無始の帝統を戴き、途に慘酷な法網もなく、太平の日が多く、亂日とてない。山が城郭で

海が塹壕である。國民は强し、未だ曾て外國の侮りを受けたこともない。此樂土に住み、何を以つて支那の地が羨ましいか、と說かれてゐるのです。

（二）　國號論　始めは大和が正稱であつた。後に日本の字を當てる事になる。舍人親王が國史を修めて日本の文字を用ひ給うてから、日本が正稱となつた。東國通鑑に新羅の文武王の時倭國が國號を日本と更めたとあるが、日本は「日のもと」で、爾雅といふ書に肇まる。して見ると日の本の稱は、推古天皇が隋に使を遣り「日出處の天子」云々とあるより以前からの名である。倭とは支那人の稱する所で和の音と一致するからである。それに奴の一字を加へ、倭奴などいつてゐる、杜撰極まる、輕率も甚しいと、いつていられるが、日の本の爾雅に肇まるとは先生獨特の說であらう。

（三）　皇室論　國常立尊の事は餘り茫邈に過ぐるが、諾冊の二尊が自凝島を獲てから、神裔連綿として、列聖相繼ぎ、政は廟堂から出で、衣裳を垂れて宇內八紘が治まる。中葉これを幕府に委ねたが、然し皇室の尊きは、恰も北極星に衆星が向ふが如して、寶祚の隆なること天壤と窮りなしである。之も全く君臣の分定まれるが故である。其至尊は穆穆、たとへ九重に垂拱されてゐても、之を支那の文王に比し愧かしくなく、武王に比べても優りこそすれ劣つてはゐない。今吾國の美を萬國に擅にするは君臣の分立である。然るに漢の古典に讀まれてゐるものは、幕府が政柄を執つてゐるのを見て、天に二日あるかの如く思つてゐる。支那では齊の桓公の如き霸者が出て國命を執ると周室は衰へてゐるし、全く天に二日の觀をなしてゐる。彼は決して二日を嫌はぬが、吾國は其例に倣ふことは絕對成らぬ。其所に日本獨特の國體がある。

我皇室は無始無終で、彼の神武天皇も祖宗の禮を以て論ずれば、開國の祖ではなく、中興の宗である。國民はやんごとなき天皇のお血筋を人間の種とは思うてはゐない。もしか暴戾なものが出て、不軌を抱いても、民衆之に服せず、やがて討伐される。然し世には盛衰があつて、式微の代もあつたが絕えざること綫の如く、至尊の位は決して改まりはせぬと皇統無窮を絕唱してゐる。

（四）　大己貴命の讓國論　即ち大國主命は素盞嗚尊の冑を以て、少彦名神と心を一にし、天下を經營し、八百萬の衆を有してゐたが、天照大神が經津主武甕槌の二神を降して大國主命に大命を傳へると、命は之を其子の事代主命に謀り、兵權を解き平國の廣矛を授け、天下を棄つること弊履を脫するが如くした。そこで後世の準が立ち、皇統の固め、臣節の恭しき標準が立つた。充棟も唯ならぬ漢典のどこにも見ることの出來ぬ、麗しき限りである。そこで孔子も弟子共をつれ船を浮べて日本に遊びたいというてゐた。支那を中華などといつて羨むものの心が分らぬ。

更に斯ういつてゐる。柳營（將軍）が天下

の富を有して、天下樣として威張つてはゐるが、大已貴の遺風があるので、何とも致し方がない、神祖の慮りは深い、こんな所は區々たる腐儒共の知る所ではないと、腐儒の頑冥を極端に罵つて、闇に、朝幕並立の不可を說き、幕府へ大政奉還を諷示してゐる。

（五）皇國美俗論　支那の古書に「東方に君子國あり衣冠にして治まり孔子も桴して遊ばんと欲す」とある、唐の玄宗も禮儀國と稱し、宋の太宗も古道のある國と賛してゐるが、全く其名に負いてはゐない。本邦は天子一姓である丈でない、公卿大夫以下一職一家で世襲してゐるから、窺望の心を起すものもない、誠に美風である。今や、王室は京にあり、幕府は東にある。而も、婚を通じてゐるが、支那の如く外家が王室を顚沛した惡例もない。之は東照公の功である。支那人は敢諫に長じてゐるが、其くせ垢（ケガレ）を忍んで二君にでも仕へる。我國民は敢死に長じてゐる。君側に姦佞なものがゐると、之を手刄し直ちに自裁して法を犯した罪を償ふのである。決して忠臣二君に仕ふるが如き事はない。宋の人が日本の風俗を聞いたことがある。すると春風二三月、和氣桃李春と答へたといふが、其言頗る當つてゐる。開國三千年上下一和、和氣駘蕩桃李の春であり、樂土樂土我其處を得てゐるといつていられる。

（六）足利氏の國辱を論ず　日本人で支那を瞰下したのはさすが豐臣秀吉である。支那に臣事したものは獨り足利氏である。足利氏ほど皇室を蔑視したものはない。義滿の如きは明主と通じ、其爵を受け、義敎も亦貢卭を容れてゐる。義政に到つては得意然と內には日本國王を稱し、彼に臣を稱するなど誠に怪しからぬ話だ。足利氏たとへ霸主といへど官は大臣で職は將軍である。然るに彼に臣を稱し我に王を稱すとは國體を辱めるも甚しいではないか。豐太閤も隨分不遜であつたが、足利氏に比ぶれば、まだ恕すべきである。東照公に至つては決して左樣な事はない。韓人が朝鮮王を請うてさへ許さぬ、却つて王號を許せと申出た者を刑した程である、と足利氏の國體を辱しめたことを痛憤されてゐる。

（七）王號論　支那では皇といひ、帝といひ、王といふ、天下を有する者の尊稱であつた。然るに秦の始皇帝が出て、自ら帝と稱し、王號を公侯に許した。本邦では上代天子に尊號なく、みことと稱し、尊の字を當ててゐた。神武天皇以後はすめらぎと稱し皇字を用ふる事になつた。然し天子樣の皇子を王と稱し、三代實錄などに王號も五世に止まるとあり、嵯峨天皇は御世嗣ぎの外は姓を賜ひ、未だ嘗て王を臣下に賜うた事はない。今の操觚者するは僭擬でなくて何であるか。之を稱ややもすれば、王を以て足利氏豐臣氏に冠する。それに又足利氏職は將軍、業は盟主でありながら、頭を縮めて彼に臣を稱し、我に跋扈して王を稱す、不臣も甚しいではないか、と極言して國賊呼ばはりしていられる。

（八）支那國情論　支那の道德文物は、悉

舜に魁し、周公孔子が殿りして、其後は文化らしきものはない。支那心醉者はいふ、山水佳麗、人物輩出と羨んでゐるが、成る程、智は黠であつて力も強く、常に四夷を睥睨してゐる。其くせ一旦力竭き、勢窮すれば蠻夷に國を委し、服を變じて容を改める。我竊に之を愍むのである。又刑罰の慘忍さはお話にならぬ、大夫以上には刑を適用せぬといひながら、昨には高牙大纛を與へ、今日は桎梏を加へる。一日は儒者の冠を着け、一日は辮髮となる。刑といつても慘忍を極める肉刑を科してゐる。然も其刑餘人を再び任用する。臏者即ち足を斬られたものをして門を守らせる。宮刑とて男子の局部をきつたものをして、天子の後宮を守らせるなど、文化を誇る國のする事でない。それよりもつと不美なことは誰でも強いものが天子になる事だ。朝には趙氏が三たび帝となり、夕には李氏が四たび王となる。軒轅（黃帝）以前は知らぬが、湯王が桀王に代つて以後、德に讓るの名はよいが、誰でも天下を取つたものが、天命によつて天子となると、德に藉口するやうになつた。蠻族から起つた清の康熙帝が「歷代帝王のうちで我より正しいものはない」といつたが、漢人もそれには何ともいへなかつたであらう。孔子が身の毛をあやして、門人の子路などつれ、大日本に遊びたいといつたのは當然なことである。それに今日の腐儒は中華といつて羨望してゐる其腹が分らぬと酷嘆されてゐる。

（九）中華論　抑も中外の稱は自ら居る所から立てる。華夷とは文樸から分ける。我邦は琢かぬ璞である。彼が日本を東夷といふに對し、源親房卿の神皇正統記には彼を西蕃といひ、淡海公の職員令には彼を玄蕃と稱し、萬多親王の姓氏錄には彼らを諸蕃と區別してゐる。季世學衰へ、敎へが荒み、彼の國書を讀むに慣れ、自らを東夷となし、彼を指して中華といふ、國威を辱める事も甚しいではないか。圓い地球、中外とか東西とかは自分の國から定めるものである。胡人は支那を漢といつてゐるが、天竺人は支那とか震旦とかいつてゐる。我國人はもろこしとかからといつてゐる。兩訓共に唐に合するので專ら唐と呼んでゐる。近來歸化した朱舜水や釋卽非も皆唐といつてゐる。清商が長崎に來ても唐といつてゐる。我儒生のみ獨り唐を忌んで屬國の態をなし、彼を中といひ華といひ、自らを東夷となす。何と不臣なる事ではないか。無稽も甚しい。嗚呼今の世文字を事とするものが却つて國名を唱へる事を顚倒してゐるとは、車夫、馬丁にも及ばぬではないか。學者丈でない、今の縉紳までが漢典に目は濡れ心染み、唯沾々と漢土の風を慕ひ、日出の國を愛することを知らぬと文字を知る人にして國體を辨へぬ事につき齒ぎしりして憤慨していられる。

其他贅語の各所に、斯うした祖國の美風良俗を說き、漢土の弊風をあげて、儒生の反省を求めてゐる。其言は簡にして、意味頗る深重、窺ひ知れぬものがあるが、其梗槪を記したのである。

國體論の後に記す

庭先の石楠花は枝もたわわに咲きこぼれてゐる。躑躅は當であるが、崖の皐月は五分咲き、朝の妻戸は開放のまゝに、汲まぬ井筒のあたりは深く苔蒸してゐる。梢高く囀る小鳥も、里離れした聲に聞ゆる。聳りたつ杉の森は、先生お手植の記念林、二百年の星霜を凌ぎ、直さす朝日をぐんぐん吸ひこんでゐる。目にうつり、耳に觸るるもの、懐かしい先生の追憶ばかりである。壁上には親しんだ先生の肖像が掛けられてあるが、席上の人は未知の人ばかり、三枝先生には二十日も前から、先生の哲學方面の調査に逗留されてゐる。初めて、面晤を得た。遺族の三浦爲正氏が取出す古文書及び書簡を謄寫する。中には三浦半島時代の上杉景勝、細川賴元、今川了俊といつた、署名のある古文書を珍しくも見せて貰つた。次いで當年古哲の書簡數十通も夙く寫し取つた。殊に御自筆の遺言狀も見出した。更たけて十二時、唯一人其室の暖い褥に這入つた。夢結び難く、瞑想は轉々と開展して行く。此の靜まれる一室が大哲人の居室であつた、數萬言の哲理は固より、百編の書の生れた温床であつたなど考へると、先生の面影がまざまざと映ずるのである。東川の水は滔々と逝く、双子靈山は巍々として千秋に聳え、哲人の餘光は萬世を照らすなど、追慕の夢は醒めたが、まだ夜は明けきれぬ。外面には小鳥の嚶々が聞える。電燈の下見殘した古文書を謄寫し、明け離れるを待ち御一統の奥津城を弔ひ、文庫に入り、手澤の存する遺書の數百卷を一瞥した。舊宅は、間口九間、奥行四間、當年の茅茨剪らず的の蓬戸に過ぎぬが、東川の右岸高く、丘を負ひ、東面してあかるく、塾舍の廢墟には茶樹繁り、遺愛の山茶花は一把に餘る巨幹、新しい客館や、昔ながらの土藏、偉人の故宅として相應はしい景觀である。遺族一同に陪乘して國東町第二の祭場に向つたのは二日の午前八時であつた。

偉人祭すんで薊さく野を歸る
何も昔のまゝを石楠花の咲く
里離れした聲でなく小鳥らく／＼

以上は昭和十三年五月一日、梅園先生百五十年祭に招かれた日の景趣を錄したものだが實は其の二月の廿日、小倉放送局から「三浦梅園先生國體論」といふ題で放送したのが緣で、又しても此のはえある百五十年祭にも列し、鳴呼がましくも同樣の事を講話した。それから速見郡東國東郡の各國民學校に於て千篇一律に先生の傳記を繰返し、最後に「三浦先生國體論」と稱する小冊子にして兩郡敎育會の需に應じて頒つことにした。

想ふに彼の竹内式部が、公卿に大義名分を說いた爲め、幕吏に捕はれ、追放の刑に處せられたのは、先生が贅語起稿中、恰も皇和篇など書かれてゐた頃であつた。彼の山縣大貳が、柳子新論を著はし、王覇を論じたのが禍

跋文

ヨウロッパの哲學者たちの場合では、たとへ著述のみを遺してゐるとしても、その學者がどういふ哲學なり思想をもたらしてくれたかといふことは後世にあつて理解できるのである。ヨウロッパの哲學者たちの哲學は、著書のみを見てその人の哲學がわかるやうな構想と表現方法とをもつてゐるのである。しかるに、日本の哲學者の場合では、書かれた著述のみではその人の學説なり思想が十分わかるやうには必ずしもなつてゐないのである。ただ著述だけでも學説内容なり思想のニュアンスが盛り切れるといふやうに謂はば客觀的に抽象的に表現できてゐるといふことは（少くとも今日までは）日本の哲學の本質でも傾向でもないのである。學説も思想もその哲學者の生活全體の中に滲透してゐ、その上に尙種々なる生活表現（たとへば和歌や俳句や隨筆の如き詩文としての、書簡としての、手

跡として、書としての、日誌其他としての表現）となつて人々に其の眞價を示すといふやうになつてゐるのが日本の哲學なのである。さて、さうであるにも拘はらず、日本の思想家たちは、ヨウロッパのさういふ人たちよりははるか僅かしか思想を含む書簡を遺してゐないのである。日本人の書簡の文體がすでに簡潔で瞭然と形は短く意は深く生活の内容を傳へる洗錬されたるものとなつてゐるのである。梅園はこの書簡文の美と實とをよく把へたのである。寸簡寸楮の中に生活を通じての思想と學説とを示したのである。汲めども盡きぬ人生哲學と自然哲學とを沁み出さしめるかの『多賀墨卿君にこたふるの書』の如き、日本哲學の中で長くその光りを失ふことのない貴い文獻であるが、これも又書簡の形でできてゐるのである。これはかなりに長いため、この『三浦梅園書簡集』の中には入つてゐないのであるが、この『集』に入つてゐる一つ一つの手紙はまことに相寄つて梅園哲學をかなで得る小曲目となつてゐる。而も、全篇のあちこちに詩文の挿入されてゐるのを見ることができて、梅園の人と學とを知ることのできる實に得難き書である。もと書簡集を編むといふことは容易のわざでないことは周知の通りである。編者小野精一氏は、都會となく僻遠の地となく梅園の書簡のあるところを踏査され、多年の辛勞の結果この書簡集の結成を成就せられたのである。私も又かつて梅園哲學理解の資としたいことをねがつて梅園と親しく學的接觸のあつた人々の手簡を探し求めたことがあつた。さうした同學のつながりより小野精一氏のこの書簡集編纂の仕事に協力する約を結んだのであつたが、同氏の勞作が漸次成るに從つて私の協力はまことに微々たるものでしかあり得ぬことが知られて來たので、共編者なることを辭退したのである。同氏と第一書房とに御迷惑をかけたことをこの機會にお詫びしたいと思ふ。この書には卷末に「人間三浦梅園」なる附編があつて、ここに「三浦氏の系譜」「先生の家庭」「先生の友情」「梅園先生の肖像」の諸節があり、又「桃李滿門」と「君子の好誼」の二節があり、尚「手簡の上で一元論を説く」「先人未發を自認す」「藩公に召された時の光景」「遺言書」「先生の國體論」などの諸節があつて、梅園研究のための資料が數多く載せられてゐる。編者がかつてより梅園の國體論に着目せられたこともここに記念として示されてゐて、私たち學侶たるもの洵に欣快に堪へぬのである。乞はるるままにここに跋文を附するに當り、私事をも混へたことについて忸怩たるものあるを覺えることを記して擱筆した。

昭和十八年七月一日　　日本科學古典全書編纂室校正臺にて

三枝博音